

## 117 弁護士規則制定に付請議

〔明治二十四年一月〕

(注記1)  
司法省文第四九六号

(注記2)  
印  
(道家)

(注記3)  
弁護士規則制定相成度儀ニ付請議

明治九年司法省甲第壹号布達代言人規則ノ義ハ予テ改正ヲ要ス  
ル見込ニ有之候處先般裁判所構成法其他ノ諸法典相続テ頒布セ  
ラレタルヨリ益マス其要ヲ感シ候ニ付弁護士規則別冊ノ通制定  
相成度法律案相添此段請閣議候也

明治廿三年六月廿六日

司法大臣伯爵 山田顯義 印

内閣總理大臣伯爵 山縣有朋殿

## 法律案

朕弁護士規則ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

明治廿三年 月 日

(表紙)

弁護士規則

」

法律第 号

## 弁護士規則

第一条 弁護士ハ依頼ニ応シ又ハ法律ニ定メタル場合ニ於テハ裁判所ノ命令ニ従ヒ左ノ職ヲ行フモノトス

第一 通常裁判所ニ於テ当事者ノ為メ陳述弁論ヲ為スコト

第二 訴状準備書面其他訴訟上必要ナル書案ヲ作ルコト

第二条 弁護士ハ地方裁判所、控訴院若クハ大審院ノ弁護士名簿ニ其氏名ヲ登録シタル後ニ非サレハ職ヲ行フコトヲ得ス

第三条 大審院ノ弁護士名簿ニ登録ヲ願フ者ハ司法大臣ニ宛タル願書ヲ檢事総長ニ控訴院以下ノ名簿ニ登録ヲ願フ者ハ其願書ヲ檢事長ニ差出ス可シ

第四条 登録願書ニハ左ノ事項ヲ證明スル書面ヲ添フ可シ其証明書ニハ弁護士二人以上ノ保証アルヲ要ス

第一 司法大臣ノ定メタル弁護士試験規則ニ依リ出願前五年以内ニ試験ニ及第シタコト

第二 出願前一箇年半以上弁護士ノ事務所及裁判所ニ於テ引続キ事務ヲ修習シタルコト

第三 年齢満二十五年以上ナルコト

第四 身体及精神ノ状態弁護士ノ職ヲ行フニ堪ルコト

第五 重罪（国事犯ニシテ復讐シタル者ヲ除ク）又ハ定役二服スヘキ輕罪ヲ犯シタルコトナク其他品行善良ナルコト

第六 身代限ノ処分ヲ受ケタルコトナク又ハ之ヲ受ケタルモ負債ノ義務ヲ免レタルコト

第七 控訴院ノ名簿ニ登録ヲ願フ場合ニ於テハ五年以上地方裁判所ノ所属弁護士タリシコト大審院ノ名簿ニ登録ヲ願フ

場合ニ於テハ五年以上控訴院ノ所属弁護士タリシコト

第五条 帝国大学法律科卒業生ハ卒業後五年以内ニ於テハ其卒業証書ヲ以テ前条第一ニ掲ケタル事項ノ證明二代フルコトヲ得

得

裁判官検察官若クハ帝国大学法律科教授タリシ者又ハ判事検事タルノ資格ヲ有スル司法省高等官タリシ者ハ其旨及ヒ前条

第四乃至第六ニ掲ケタル事項ノミヲ證明シテ地方裁判所ノ名簿ニ登録ヲ願フコトヲ得

五年以上裁判官検察官若クハ帝国大学法律科教授タリシ者ハ其旨及前条第四乃至第六ニ掲ケタル事項ノミヲ證明シテ控訴院ノ名簿ニ登録ヲ願フコトヲ得

地方裁判所長、控訴院若クハ大審院ノ判事又ハ十年以上裁判官検察官若クハ帝国大学法律科教授タリシ者ハ其旨及前条第四乃至第六ニ掲ケタル事項ノミヲ證明シテ大審院ノ名簿ニ登録ヲ願フコトヲ得

五年以上裁判官検察官若クハ帝国大学法律科教授タリシ者ハ其旨及前条第四乃至第六ニ掲ケタル事項ノミヲ證明シテ控訴院ノ名簿ニ登録ヲ願フコトヲ得

第六条 弁護士ニシテ自己ノ願ニ因リ登録ヲ取消サレタル者ハ再ヒ同一又ハ他ノ名簿ニ登録ヲ願フコトヲ得

再登録ヲ願フ者以前ノ登録ヲ証スルトキハ第四条第一乃至第三ニ掲ケタル事項ヲ証明スルヲ要セス

第七条 登録ニ關ル手続ハ司法大臣ノ定ムル所ニ依ル

第八条 登録ノ許可ヲ得タル者ハ登録前名簿ヲ主管スル裁判所ニ左ノ手数料ヲ納ム可シ

第一 大審院ニ於テハ 金五百円

第二 控訴院ニ於テハ 金三百円

(下札1)

第三 地方裁判所ニ於テハ 金百円

第九条 名簿ヲ主管スル裁判所ハ登録ノ事実ヲ官報ニ公告ス可シ

シ

第十条 登録セラレタル弁護士ハ其属スヘキ弁護士会ニ登録ノ事実ヲ届出テ且左ノ保証金ヲ預ク可シ

第一 大審院所属弁護士ハ 金二百円

第二 控訴院所属弁護士ハ 金百五十円

第三 地方裁判所々属弁護士ハ 金百円

第十一条 地方裁判所ノ名簿ニ登録セラレタル弁護士ハ其裁判所及其管内ノ区裁判所ニ於テ職ヲ行フコトヲ得

控訴院ノ名簿ニ登録セラレタル者ハ其院及其管内ノ下級裁判所ニ於テ職ヲ行フコトヲ得

大審院ノ名簿ニ登録セラレタル者ハ各裁判所ニ於テ職ヲ行フコトヲ得

第十二条 各弁護士ハ所属裁判所々在ノ市町村内ニ住居ヲ定メ又ハ事務所ヲ設ク可シ

各弁護士ハ其住居又ハ事務所ヲ所属裁判所及所属ノ弁護士会ニ届出ツ可シ

第十三条 所属裁判所ノ管轄外ニ在ル裁判所ニ於テ職ヲ行ハントルトキハ弁護士ハ其事由ヲ表示シテ所属裁判所ノ長及職ヲ行フヘキ裁判所ノ長又ハ監督判事若クハ一人ノ判事ノ認許ヲ受ク可シ

地方裁判所ノ所属弁護士ニシテ控訴院ニ出廷スルノ認許ヲ得タル者ハ事実ノ陳述ヲ為スコトヲ得ルト雖モ弁論ヲ為シ及書

案ヲ作ルコトヲ得ス

地方裁判所若クハ控訴院ノ所属弁護士ハ如何ナル場合ニ於テモ大審院ニ於テ職ヲ行フコトヲ得ス

第十四条 弁護士ハ帝国議會議員府県会ノ常置委員官公私立学校ノ長若クハ教員又ハ金銭ノ利益ヲ目的トセサル会社若クハ協会ノ長タル場合又ハ官庁ヨリ特ニ命セラレタル事務ヲ取扱

フ場合ヲ除ク外報酬アル公務ニ就キ又ハ職業ヲ行フコトヲ得ス

第十五条 大審院ノ所属弁護士及各控訴院管内ノ弁護士ハ各別ニ弁護士会ヲ設立ス可シ

大審院ノ名簿ニ登録セラレタル者ハ大審院弁護士会ヲ組織ス控訴院及其管内地方裁判所ノ名簿ニ登録セラレタル者ハ其控訴院弁護士会ヲ組織ス

第十六条 各弁護士会ハ会員名簿ヲ作り其写ヲ検事総長若クハ検事長ニ差出ス可シ

第十七条 各弁護士会ハ毎年通常総会ニ於テ常議員ヲ選定ス可シ

各控訴院若クハ各地方裁判所ノ所属弁護士ハ三人以上五十人每ニ常議員一人ヲ出ス可シ

第十八条 各控訴院及各地方裁判所ノ所属弁護士ハ其出ス可キ常議員一人ニ付キ一人ノ候補者ヲ指名シテ所属弁護士会ノ通常総会ニ差出シ通常総会ハ候補者中ヨリ常議員ヲ選定ス可シ

第十九条 各弁護士会ニ会長一人ヲ置ク

第二十条 会長ハ其所属弁護士会及常議員会ノ長ト為リ議事ヲ

整理ス可シ

第二十一条 会長ハ毎年通常総会ニ於テ常議員中ヨリ之ヲ選定

ス可シ

第二十二条 議長一時ノ事故アリテ其職務ヲ行フコト能ハサルトキハ他ノ常議員中弁護士トシテ就職ノ最旧ルキ者之ニ代理ス可シ

第二十三条 会長及常議員ハ報酬ヲ受クルコトヲ得ス

第二十四条 会長及常議員ハ前年度ニ於テ常議員タリシカ又ハ其他正当ナル事由アルニ非サレハ當選ヲ辞スルコトヲ得ス

第二十五条 常議員ノ三分ノ一ハ毎年退任ス可キモノトス残リ二分以外ノ端数ハ第一回退任者ノ數ニ加算ス

第一回ノ退任者タルヘキ者ハ常議員ノ總員中ヨリ第二回ニ退任スヘキ者ハ残リ一分中ヨリ各抽籤ヲ以テ定メ爾後ハ先任者ヨリ順次交代ス可シ

第二十六条 任期満〔チ〕〔テ〕<sup>(株消)</sup>〔加筆〕退任スル会長及常議員ハ再選セラル、コトヲ得

第二十七条 常議員ニ欠員アルトキハ常議員ハ第十八条ノ規程ニ依リ新ニ指名セラレタル候補者中ヨリ補欠員ヲ選定ス  
会長欠タルトキ又ハ常議員二三人以上ノ欠員アルトキハ臨時総会ニ於テ其補欠員ヲ選定ス可シ

第二十八条 常議員ハ選挙ノ結果ヲ検事総長若クハ所属控訴院ノ検事長ニ届出ツ可シ

候補者選挙ノ効力ニ付キ異議アルトキハ検事総長又ハ検事長ノ裁定ヲ請フコトヲ得

検事総長又ハ検事長選挙ヲ不当ト認ムルトキハ改選ヲ命スルコトヲ得

第二十九条 満期退任スル者ハ後任者当選ノ効力確定スルマテ其任ニ留ル可シ

第三十条 各弁護士会ハ毎年一回通常総会ヲ開ク可シ

通常総会期外ニ於テ常議員ノ欠員補充ノ為メ又ハ其他総会ノ議決ヲ要スル緊急ノ事項生シタルトキハ弁護士会ハ臨時総会ヲ開クコトヲ得

常議員会ハ事ノ須要ニ従ヒ開会スルモノトス

第三十一条 通常総会ノ期日ハ総会若クハ其委任ニ因リ常議員之ヲ定ム臨時総会ノ期日ハ常議員之ヲ定ム

第三十二条 総会ハ所属控訴院所在ノ市町村ニ開会スルヲ例トス但出席会員三分ノ一以上ノ同意ニ依リ控訴院管内ノ一地方裁判所々在ノ市町村ニ開会スルコトヲ得

前項但書ニ依リ総会開会地ノ移転アル場合ヲ除ク外常議員ハ所属控訴院所在ノ市町村ニ会合ス可シ

第三十三条 會議ヲ開カントスルトキハ会長ヨリ開会ノ時日場所及ヒ議題ヲ各会員ニ通知ス可シ

第三十四条 会長ハ総会及常議員会開会ノ時日場所及議題ヲ前以テ検事総長又ハ検事長ニ通知ス可シ

検事総長、検事長又ハ其代理検事ハ何時ニテモ会場ニ臨席シ又ハ會議ノ結果ヲ報告セシムルコトヲ得

第三十五条 総会ノ議事ハ比較多数ヲ以テ決ス

保護スルコト

常議員会ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同数ナルトキハ会長ノ決スル所ニ依ル

第三十六条 総会ハ弁護士会則、常議員処務規程、毎年度ノ収支予算案及其他正当ニ提出セラレタル議案ヲ議決シ且常議員ヨリ前一年度ノ收支決算報告処務要領報告及会員ニ関スル報告ヲ受クルモノトス

会則ニハ議事及謝金ニ関スル規程其他本則ノ範囲内ニ於テ会務ノ処理ニ必要ナル規程ヲ設ク可シ

議決シタル弁護士会則及常議員処務規程ハ検事総長又ハ検事長ノ認可ヲ得テ実行ス可シ

第三十七条 常議員ハ左ノ任務アルモノトス

第一 所属弁護士会員ノ懲戒ニ付キ懲戒裁判所ニ訴追ヲ為スコト

第一 講責

第二 五十円以下ノ過料

第三 一年以下ノ停職

第四 除名

第二 委託ニ応シ所属弁護士会員ト依頼人トノ間又ハ所属弁護士会員間又ハ所属弁護士会員ト他ノ弁護士会ノ会員トノ間ノ争議ヲ和解シ又ハ仲裁スルコト

第三 所属弁護士会ノ財産並会員ノ保証金ヲ管理シ及総会ノ議決シタル金額ヲ会員ヨリ徴収シ其他会計ヲ整理スルコト

第四 弁護士名簿ニ登録セラレンコトヲ出願スル者ノ合格不格ニ付キ其他司法大臣検事総長又ハ検事長ノ諮問ニ対シ意見ヲ述ヘ又ハ報告ヲ為スコト

第五 総会ノ議案ヲ整頓シ其他法律命令及所属弁護士会ノ諸規程ニ從ヒ会務ヲ監察処理シ且其会及弁護士全体ノ利益ヲ

又検事ハ職權ヲ以テ前項ノ訴追ヲ為スコトヲ得

第三十九条 控訴院弁護士会ノ会員ニ対スル懲戒訴追ハ其控訴院ニ於ケル懲戒裁判所ニ又大審院弁護士会ノ会員ニ対スル懲戒訴追ハ大審院ニ於ケル懲戒裁判所ニ之ヲ為ス可シ

懲戒裁判ニ付テハ判事懲戒法ノ規則ヲ準用ス

第四十条 懲戒罰ハ左ノ四種トス

第六 每年通常総会ノ後ニ於テ前年度間ノ事務及会員ニ関スル年報ヲ大審院若クハ所属控訴院ニ及検事総長若クハ検事長ヲ経テ司法大臣ニ提出スルコト

第三十八条 常議員ハ法律及弁護士会則ニ依リ所属弁護士会員ニシテ弁護士ノ職務ニ不相当ナル行為アル者ヲ職權ヲ以テ又ハ依頼人ノ請求ニ因リ懲戒裁判所ニ訴追ス可シ

第四十三条 弁護士ニ非サル者ハ弁護士ノ職ヲ行フヲ以テ業ト為スコトヲ得ス

本条ヲ犯ス者ニハ弁護士会ノ告訴ヲ俟テ三十円以上三百円以

下ノ罰金ヲ科ス

#### 附則

第四十四条 現在ノ代言人ハ其免許期限内ニ於テ第八条ニ規定シタル手数料ヲ納ムルトキハ別段ノ証明ヲ要セシテ各選ム所ノ名簿ニ登録ヲ願フコトヲ得

第四十五条 第四条第七ニ記載シタル年数ヲ計算スルニハ本則施行前代言人タリシ年数ヲ通算ス

第四十六条 訴訟事件ニ付キ本則施行前裁判所ニ代言届ヲ差出シタル者ハ其事件ニ限リ第十二条及第十三条ノ規定ニ拘ハラス判決アルマテ其裁判所ニ於テ弁護士ノ職ヲ行フコトヲ得

第四十七条 第一回ノ弁護士会ハ検事総長若クハ検事長ノ召集ニ依テ開会ス

第四十八条 本則ハ明治二十四年一月一日ヨリ施行ス

〔表紙〕

弁護士〔<sup>(抹消)</sup>規則〕〔法〕説明

〔

弁護士〔<sup>(抹消)</sup>規則〕〔法〕説明

裁判所構成法ニ依レハ判事タラントスル者ハ試験ニ及第シタル後三〔ヶ〕〔箇〕年ノ間実務ヲ修習セサルヘカラス（裁判所構成法第五十八条）又判事ニ任セラレテヨリ五年以上経過セサレハ控訴院判事ニ補セラル、ノ資格アルヘカラス（裁判所構成法第六

十九条）然ルニ現行代理人規則ニ依レハ試験ニ及第シタル者ハ直チニ代言人規則ヲ受クルコトヲ得ル〔<sup>(抹消)</sup>ミナラス〕（代理人規則第二条）〔<sup>(抹消)</sup>五年其業ニ居ル者ハ亦控訴院判事ニ補セラル、コトヲ得ル〕カ故ニ試補ヨリ入ル者ト代言人ヨリ入ル者トノ間ニ謂レナキ不權衡ヲ生スルニ至レリ

現制ニ依レハ代言人規則ノ効力ヲ満一年ニ限り偶マ期満チテ引続願ヲ為サス免許料ヲ納メサル者ハ新規出願ノ手続ニ循ヒ再ヒ試験ニ及第セサレハ代言人ノ業ヲ執ルコトヲ得ス（代理人規則第七条乃至第九条）代言人タルノ能力ヲ一箇年ニ限り昨年其職業ニ堪能ナリト認メラレタル者ヲシテ今歲ハ忽チ不適合ノ人タラシムルノ不当ナルハ今更弁哲ヲ要セサルヘシ代言人タル者ノ能力果シテ此ノ如ク脆弱ナラハ引続願書ノ提出ヤ免許料ノ上納ニ因テ忽チ硬強トナル筈ナキコト亦甚タ分明ナリ

代言人組合ハ從来各地方裁判所本庁ノミニナラス支庁ノ所轄毎ニモ必ラス一ヲ設クルノ制ナリ（代言人規則第十四条）然ルニ東京大阪ヲ除クノ外各地方裁判所ノ下ニ在ル代言人ハ其數尠少ニシテ合壁業ヲ當ミ日夕相見ルノ景状ナルカ故ニ互ニ他ノ非ヲ鳴ラシ曲ヲ訴フルコトヲ難ンスルハ亦人情ノ免レサル所ナリ故ニ各組合ハ風儀ヲ矯正シ名譽ヲ保存スルノ目的ヲ以テ組合規約ヲ設ケルト雖氏同業者ノ告発ニ因リ懲戒ノ処分ヲ受ケタル代言人アルコトハ今日ニ至ル迄未タ曾テ聞サル所ナリ是主トシテ組合ノ区域狭隘ニ過クルノ結果ナリト云フヘシ

此等ノ事項ニ関スル現行法ノ規定ハ必ラス改正セサルヘカラス而シテ代言人規則中ヨリ此改正スヘキ部分ヲ除キ去ルトキハ剩

〔下札3〕

ス所ハ資テ以テ立案ノ料トスルニ足ラス是改正代言人規則案ヲ提出スルノ代リニ新ナル弁護士〔抹消規則〕〔加筆・朱書法〕案ヲ草シタル所以ニシテ止ムヲ得サルニ出ルナリ

第一条 刑事訴訟法及ヒ民事訴訟法ニ依リ弁護士ハ重罪犯人若クハ無資力者ノ弁護ヲ命セラル、コトアリ法律ニ定メタル場合トハ右等ノ場合ヲ謂フ

裁判所構成法第一条ニ区裁判所地方裁判所控訴院大審院ヲ通常裁判所ト称スル旨ヲ記セリ茲ニ所謂ル通常裁判所ハ亦其意ニ外ナラス夫ノ軍法會議行政裁判所ノ如キ特別裁判所ニ於ケル弁護士ノ職務権限ハ各特別法ノ規定スル所ニ任スルヲ可トス

第二条 地方裁判所以上ノ裁判所ニハ弁護士名簿ナル帳簿ヲ備置キ各所管内ノ弁護士ヲシテ必ラス之ニ其姓名ヲ記入セシメ以テ弁護士タルノ証トシ從来ノ如ク別ニ免許状ヲ与ヘサルノ方ナリ若シ姓名ヲ名簿ニ登録セシミテ弁護士ノ職ヲ行フ者アラハ第四十〔抹消〔加筆・朱書三二〕〔四〕〕条ノ制裁ヲ受クヘシ

第三条 檢事総長検事長ハ直接ニ又ハ部下ノ検事ヲ経テ間接ニ所管内ノ弁護士ヲ監査スルヲ以テ職トス故ニ登録願書モ監査官ノ手ヲ経由シテ提出セシムルヲ可トス

第四条 郡区市町村長等ヲシテ此類ノ事項ヲ証明セシムルノ例許多ナリト雖氏効用ノ薄キハ皆人ノ知ル所ナリ却テ出願人ノ事務修習ヲ監督補助シタル者其他相識ノ深キ同業先輩ヲシテ保証セシムルニ若カス弁護士ノ試験ハ判事検事ノ試験ト同様ナラシムル見込ナリ

〔及第ノ効力ニ年限ヲ付スルハ学問日進ノ世ニ於テ久シキ以前ノ及第者ヲ尊重スルノ妙モナク又及第後久シク出願ヲ為サヌ程ノ者ヲ優遇スルノ要ナキカ故ナリ〕修習年〔抹消〔加筆下札5〕期〕ヲ一箇年半以上トシタルハ試補ノ修習期間タル三年ニ比シテ短キニ似タリト雖氏創設ノ制限ナルヲ以テ先ツ輕短ナルヲ良シトス且目下ノ状態ハ之ヨリ長キ年期ノ制定ヲ許サルヘシ

第四第五ハ身心衰耗汚為濫行ノ輩ヲ防クカ為メニシテ体格ヲ検査シ德望最モ厚キ者ヲ採ルノ意ニ在ラス

第五条 判事検事タルノ資格ヲ有スル〔抹消〔加筆・朱書司法省高等官〕〔者〕トハ本年法律第二十三号裁判所構成法施行条例第二十条ニ記載シアル者ヲ云フ

地方裁判所長控訴院大審院ノ判事ハ孰レモ抜擢ニ因テ補職セラル、輩ナレハ別ニ年数ノ制限ヲ置クノ必要アルヘカラス

第六条 第十四条ノ允許スル以外ノ職業ニ就ンカ為メ其他一身上ノ都合ニ因リ自カラ弁護士ノ職ヲ退クハ固ヨリ勝手タルヘシ然レモ一旦堪能アリテ弁護士タリシ者ハ随意ノ退職ニ因リ忽チ其堪能ヲ失フコトアルヘカラス故ニ再登録ヲ願フコトヲ得セシメ復学力実務ノ試験ヲ要セス然レモ此規定ハ自己ノ願ニ依リ退職シタル者ノミニ適用シ懲戒ニ依リ除名セラレタル輩ニハ適用セサルナリ除名ニ処セラル、程ノ失態アル者ハ再登録ノ優待ヲ受クルノ価値アルヘカラス

第八条 現制ニ依レハ代言人ハ免許料トシテ年々金十円ヲ官二納ム若シ免許料ヲ納メサレハ其職ヲ行フコトヲ許サス前ニ其不当ヲ陳述セリ然レモ弁護士ハ一種ノ特權ヲ有スル者ニシテ

其所得亦寡カラス此所得ノ幾分ヲ割テ其特権ニ酬フルハ固ヨ  
リ不可ナルナシ外国ノ例ヲ按スルニ代言ヲ一種ノ榮譽職トシ  
テ特ニ之ヲ尊重スルハ各国概子其軌ヲニスト雖モ代書ノ業  
ハ敢テ普通ノ職業ト殊別スルコトナシ而シテ弁護士ハ代言代  
書ノ両職ヲ兼行スル者ナレハ一概ニ外国代言人ノ例ヲ以テ弁  
護士ヲ論シ難キモノアリ又代理人等ハ現ニ苦訴スル所モ納金  
ノ有無ニ因リテ其権利ノ明滅ヲ來タスニ在ルカ故ニ此点ヲ改  
正スレハ苦情亦隨テ消失スヘシ是以テ今現制ヲ改メ一時ニ若  
千ノ金円ヲ納メシメ以テ古制ニ所謂〔抹消〕〔冥〕加金ト一般ノ納  
金ヲ為サシム

而シテ此免許料ト現制ノ免許料トノ間金額ノ差稍大ナリ現制  
ノ免許料ハ無資ノ者ヲシテ濫リニ代言人ノ職ニ就カシメサラン  
トスルノ意ニ出ルヤ蓋シ疑フヘカラス恒産ナキ者容易ニ代言  
事務ニ当ルトキハ其職ニ対スル名譽德義厚カラスシテ其職ニ  
欠クヘカラサル信用亦隨テ固カラス公益ニ於テ危害鮮カラサ  
ルカ故ニ此種ノ制限ヲ設クルハ事ノ宜キヲ得タルモノナリ唯  
免許料ハ毎歳十円ノ少額ナルヲ以テ制限ノ目的ヲ達スルノ効  
ナキノミ是新旧免許料ノ間ニ金額ノ差アル所以ナリ

又免許料ニ於テ大審院控訴院地方裁判所ニ從ヒ其金額ヲ異ニ  
スル所以ハ弁護士ノ職ヲ行フ範囲ノ廣狹アレハナリ

第十条 大審院及控訴院管内ノ弁護士ヲシテ各会团ヲ作り互ニ  
風儀ヲ励修シ專ハラ非行ノ懲戒ヲ力メシム（第十〔五〕〔抹消〕〔加筆・朱書〕<sup>〔八〕〔九〕</sup>条及第三十〔八〕〔九〕条）然レモ此制モ制裁必至ノ保証ナ  
ケレハ効用半ハ空シカラシ故ニ予メ身元保証金ヲ〔抹消〕〔加筆・朱書〕

〔加筆・朱書〕<sup>〔十一〕</sup>收シ事アルノ日ハ之ヲ没収スルコトヲ得ルノ途ヲ開キ置  
クハ頗フル肝要ナリ從来自カラ励ミ他ヲ懲スノ実挙ラサリシ  
ハ亦現制ニ此用意欠クルニ因ルモノアルヘシ

第十二条 代言人ノ現状ハ所謂ル玉石混合ニシテ優者モ相当ノ  
品位信用ヲ得難ク劣者モ僥倖ノ利益ヲ射易ク當業者之ヲ不幸  
トシ世人之ヲ不利トシ皆齊シク代言人ノ〔抹消〕〔加筆・朱書〕〔陶〕汰スヘキヲ  
説ケリ最モ望マシキ事柄ナリト雖氏説者ノ主張スル再試験執  
行ハ穩当ナル手段ニ非ス今日ノ代言人ヲ適職者ト認ムレハコ  
ソ之ニ免許状ヲ授与シ置クナレ此適職者ヲシテ強テ適職ノ試  
蹟ヲ挙示セシメントスルハ自家撞着ノ推理ナルノミナラス亦  
大ニ営業ノ安康ヲ害スルノ論ナリ仮リニ再試験ノ執行ヲ今日  
ニ可ナリトセンカ来年ニ不可ナルノ理モナク況ニヤ五六六年ノ  
後ニ於テオヤ再試験又再試験到底止ム期アルヘカラスシテ実  
際無益ノ挙ナリト云フヘシ抑モ玉石混合ノ弊ヲ矯ムルハ唯リ  
劣者ヲ黜クルノ一方ニ止マラス優者ヲ陟スモ亦一方ニシテ其  
結果ハ彼此相均シカルヘシ是本条ニ於テ代言人行職ノ範囲ヲ  
三種ニ区分シタル所以ナリ其範囲特権ノ廣狭ニ比例シテ  
〔抹消〕〔加筆・朱書〕〔手数〕〔免許〕料保証金ノ納額ノ多寡ヲ定メタルハ名声揚リ業  
務繁ク隨テ所得多キ者ハ自カラ高等ノ地位ヲ占メ信用厚カラ  
ス受托事件多カラス隨テ報酬裕カラサル者ハ自ツカラ範囲  
特権ノ狭キモノヲ選択スヘシ是自然ノ〔抹消〕〔加筆・朱書〕〔陶〕〔淘〕汰法ニシテ能  
者ハ飽マテ品位ヲ進メ信用ヲ厚フルコトヲ得優劣茲ニ始メ  
テ判然タルヘキナリ

〔下札6〕

云ハンカ表面尤モナルニ似タリト雖氏大審院控訴院所在地ノ  
代言人ヲ除カハ甲始審裁判所ノ代言人ニシテ往テ乙始審裁判  
所ニ職ヲ行フ者ハ實ニ稀有ナルカ故ニ本条第一項ノ規定ハ恰  
モ今日ノ実況ヲ写シタルモノト云フモ可ナリ尤モ控訴院大審  
院所在地ノ輩ニハ此等ノ高等法廷及管外ノ諸裁判所ニ出入ス  
ル者多シト雖氏此輩ハ第二項若クハ第三項ノ規定ヲ利用シ得  
ヘキカ故ニ此制限ハ何人ノ実益ヲモ害セサルナリ況ニヤ止ヲ  
得サル事由アルトキハ第十三条ノ規定ヲ利用シ得ルニ於テオ  
ヤ

第十二条 民事訴訟法其他ノ法律ニ於テ裁判所々在地トハ其地

ニ在ル区裁判所ノ管轄内ヲ謂フコト、定メタリ本〔抹消規則〕  
〔加筆朱書〕  
〔法〕二ハ此意義ヲ避ケンカ為メ殊更ニ所在ノ市町村ト記シタ  
ルナリ住居若クハ事務所ヲ設ケシムルハ裁判所ノ喚出依頼人  
ノ嘱托ノ便ヲ慮リタルナリ唯年来現今ノ始審裁判所支庁所在

地ニ住居シテ業ヲ営ム者ノ類アリテ一概ニ住居ヲ定メシムル  
コト難シ故ニ事務所ヲ設クルノ活路ヲ開キタリ

第十三条 各弁護士ハ所属裁判所ニ於テ其職ヲ行フヲ常規トス  
レハ事件若クハ依頼人ノ關係上甲裁判所々属弁護士ニシテ乙  
裁判所ニ於テ其職ヲ行フノ要起ルコトアリ此場合ニ於テ強テ  
常規ヲ適用スルハ大ニ弁護士及依頼人ノ便利ヲ妨害スルカ故  
ニ此余地ヲ存セサルヘカラス然レハ不在ノ為メニ所属裁判所  
ノ審判ヲ延引スルカ如キ結果ヲ生セシムルハ不可ナルカ故ニ  
予メ其所長ノ認許ヲ受ケシム又先方ノ裁判所ハ所属外ノモノ  
ナレハ当然職ヲ行フヘキ地ナラス故ニ亦其裁判所長ノ認諾ヲ

受ケシム尤モ此認諾ハ礼義上ヨリ請フモノナレハ非常ノ事故  
アルニ非サレハ所長ノ拒絕スルコトハアルヘカラス」  
地方裁判所ノ所属弁護士ハ多クハ初審ノ審判ニ与リ能ク訴訟  
ノ事實ヲ知ル者ナルニ之ヲ禁シテ控訴院ニ出入セシメサルト  
キハ亦大ニ依頼人ノ便ヲ欠クヘシ然レヒ控訴院ノ所属弁護士  
ト同様ノ執務ヲ為サシムルトキハ第二条ノ趣旨ヲ無ニスル次  
第ナリ故ニ代言代書ノ両職ヲ設クル國ニ於テ代書人ノ執ルヘ  
キ事務ノミヲ扱ハシメ第二条ノ旨ト依頼人ノ便トヲ両全ナラ  
シム

大審院ニ於テハ事実既ニ定マリ争点偏ニ法律ノ上ニ在ルヲ以  
テ事実ノ審理ニ立会フタル者ノ在廷ヲ必要トセス故ニ下級裁  
判所ノ所属弁護士ノ行職ヲ許ルスノ便要ナシ

第十四条 弁護士ノ品位ハ成ルヘク高尚ニセサルヘカラス故ニ  
之ヲシテ當利ノ業ヲ兼行セシム可カラス弁護士ノ職ハ單ニ自  
利ノ為メニ行フモノニ非スシテ亦大ニ公共ノ利便ヲ達スル為  
メニ行フモノナルヲ以テ成ルヘク一身ヲ其職ニ専任セサルヘ  
カラス故ニ普通ノ官吏ト為リ其他繁劇ナル公私ノ職務ヲ帶フ  
ヘカラス帝国議會議員以下本条ニ列記スル職務ハ有酬ナリト  
ハ云ヘ榮譽ニ属モノニシテ亦通常日々鞅掌スルノ要ナキ  
ヲ以テ之ヲ例外トセリ夫ノ通常ノ県會議員ノ類ハ報酬ナキモ  
ノナレハ此等ノ名譽職ハ無論制限ノ外ニ置クノ趣意ナリ又府  
県會議員タル弁護士ニシテ選レテ市区改正委員ノ類ト為リ或  
ハ弁護士試験委員ト為リ其一時ノ嘱托ヲ受テ有酬ノ官務公  
務ヲ取扱フ者アルヘシ此種ノ執務ヲモ禁制スルハ嚴峻ニ失ス

ルカ故ニ官庁ヨリ特ニ命セラレタル事務ヲ取扱フ場合ヲ除キ

タリ

(加筆・朱書)  
第十五條 弁護士ハ依頼人ノ為メ訴訟事件ニ関スル機密ヲ守ル  
ヘキ義務アルモノトス故ニ原告ノ弁護士タル者忽チ変シテ被  
告ノ為メ(抹消)(加筆)〔同一〕ノ訴訟事件ヲ取扱フカ如キハ弁護士タ  
ル者之ヲ忌避セサルヘカラス其他弁護士カ嘗テ判事検事奉職  
中取扱タル事件ニ在テモ亦忌避セサルヘカラス是本条ノ制裁  
ヲ要スル所以ナリ

(抹消)(加筆)(朱書)  
第十〔五〕〔二〕条 現制ノ組合区域ハ狭隘ニ過キテ組合設定ノ趣

旨貫徹セサルカ故ニ其範囲ヲ拡張シタルナリ大審院ノ所属弁  
護士会ハ自然ノ(抹消)(加筆)〔陶〕〔淘〕汰ニ因リ老功秀抜ノ輩ヨリ組織セラ  
ルヘケレハ区域ノ広狭ヲ論スルノ要アルヘカラス

(抹消)(加筆)(朱書)  
第十〔七〕〔八〕条 常議員ヲ選出スルノ方法ニアリ一ハ総会員ノ

選拔ニ任シ一ハ地域ヲ画シ毎区ノ会員ヲシテ選抜セシムル是  
ナリ前者ハ最モ公平ナルノ觀アレニ控訴院所在地例ヘハ東京  
若クハ(ママ)大坂ノ弁護士ハ常ニ多数ニ依リ選挙ノ全權ヲ握ルコ  
ト、ナリ他地方ノ弁護士ノ利害ハ措テ顧ミラレサルニ至ルノ  
惧アリ之ニ反シテ後者ニ依ルトキハ東京大阪ノ如キ多数ノ弁  
護士アル地方ハ割合ニ不相当ナル少數ノ常議員ヲ出スコト、  
ナルカ故ニ此種ノ地方ハ不幸ナルノ憾ナキ能ハスト雖ニ弁護  
士会全区域内ノ各地方ヨリ代表者ヲ出スカ故ニ脈絡貫通シテ偏  
重ノ患ナク各地ノ事務取纏及会員取締上大ニ便益アルヘシ是  
本条ハ後ノ方法ニ從フ所以ナリ只三人以上五十人ト定メタル  
ニ因リ最少数ハ少ナキニ過キ最多数ハ多キニ過ルノ觀ナキニ

非ス此数ハ各始審裁判所管下ニ在ル代言人ノ現数ヲ斟酌シテ  
定メタルモノニシテ他別ニ規定アルコトナシ詳言スレハ北海  
道ノ根室ニハ僅カニ一人ノ代言人アルノミ之ニ次クモノハ九  
州ノ宮崎ニシテ三人ノ代言人アリ故ニ三人ヲ以テ最少数トセ  
リ最多数ハ二十人トスルモ可ナリ三十人トスルモ可ナルカ如  
シト雖ニ此数減少スルトキハ常議員ノ数過多トナリ事務ノ処  
理上不便甚シカルヘシ故ニ之ヲ五十人トセリ

(抹消)(加筆)(朱書)  
第十一〔八〕〔九〕条 常議員ハ弁護士会ノ委員ナルカ故ニ其選定ハ

總会ニ於テスルヲ当然ナリトス

(抹消)(加筆)(朱書)  
第二十〔七〕〔八〕条 常議員中一人若クハ二人ノ欠員アル毎ニ總  
会ヲ召集スルハ鄭重ニ過クルヲ以テ其補欠ヲ常議員ニ一任シ  
臨時總会ノ開会ヲ同時ニ三人以上ノ欠員アル場合ト會長ノ欠  
ケタル場合トニ限レリ

(抹消)(加筆)(朱書)  
第三十一〔二〕〔三〕条 控訴院所在地ハ全区内最モ繁華ノ市ニシテ  
集会ノ便ニ宜シ又諸書類帳簿モ此地ニ在ルヲ以テ總会及常議

員会トモニ此市内ニ開会スルヲ常例トセリ然レニ会員多数ノ  
意見ハ次会ノ開場ヲ他所ニ移スヲ便トスルトキハ其意見ニ任  
スルモ差支アルヘカラス

(抹消)(加筆)(朱書)  
第三十二〔五〕〔六〕条 総会ハ多人数ノ集合ナレハ過半数ノ同意ヲ  
得ルコト或ハ期シ難キ場合アランコトヲ顧慮セリ然レニ常議  
員会ハ少數ノ会員ヨリ組織セラル、モノニシテ其議決ヲ容易  
ナラシムルトキハ輕挙ノ虞ナキニ非ス殊ニ会員ノ懲戒ニ係ル  
議決ハ最モ鄭重ヲ要スルナリ

(抹消)(加筆)(朱書)  
第三十三〔五〕〔六〕条 議事法及処務手続ハ各会ノ便宜ニ隨テ定ム

ル所ニ任カスルヲ可トス爰ニハ唯大綱ヲ示スノミ

〔抹消〕〔加筆・朱書〕第三十〔七〕〔八〕条 登録ヲ願フ者アルトキハ先ツ其者ノ果シテ

弁護士タルニ適當ナリヤ否ヤヲ所属弁護士会ノ常議員会ニ諮詢シ然ル後司法大臣ハ登録ノ允許ヲ与フルノ手続ニシテ弁護士会ヲ重ンスルノ趣旨ナリ（第四）

〔抹消〕〔加筆・朱書〕第三十〔八〕〔九〕条 現制ニ依レハ代言人ニ不当ノ処置アリトモ因テ迷惑ヲ蒙リタル者ハ通常ノ起訴手続ニ依リ裁判所ニ訴フルノ外他ニ救正ノ途ナキモノ、如シ代言人規則条文ノ解釈如何ハ暫ラク措キ世人ハ救正ノ途ナシト信スルモノ、如シ而シテ懲戒ニ触ルヘキ所為ノ暴露スルハ同業互ニ相発クヨリハ害ヲ受タル依頼人ノ告クルニ因ルモノ多カラサル可カラス又代言人規則第十七条ニ依レハ検事ハ單ニ告発ヲ俟テ処分ヲ為スベキモノナリヤノ疑アリ是依頼人及検事ニ閔スル規定ヲ設クル所以ナリ

〔抹消〕〔加筆・朱書〕第四十〔三〕〔四〕条 弁護士ニ非スシテ訴訟鑑定若クハ代訴ヲ業トスル輩ヲ禁制スルカ為メナリ而シテ此僭越ノ所業ニ因リ害ヲ受クルコト最モ切ナル者ハ弁護士ナルカ故ニ之ヲシテ監視ノ任ニ当ラシムルナリ

弁護士法  
勅旨ヲ奉シ帝国議会ニ提出ス  
明治廿三年十二月一日  
総理大臣  
司法大臣

右

聖裁ヲ仰キ併セテ帝国議会ノ議ニ付セラレンコトヲ請フ  
明治二十三年十一月十二日

内閣總理大臣伯爵 山縣有朋 花押

〔抹消〕〔加筆・朱書〕第四十〔四〕〔五〕条 代言免許ハ満一年ヲ期トス而シテ海内ノ代言人ハ尽ク同時ニ免許ヲ得ルニ非ス隨テ代言人ノ免許期ハ殆ント各人各様ナルモノナリ今一定ノ期日例へハ明治二十四年一月一日ヲ刻シテ登録ヲ出願セシムルコト、センカ免許期尚未ニ三月ヲ剩ス者モアラン或ハ其半ヲ余ス者モアラン甚シキハ昨今漸ク免許ヲ得タル者モアルナラン此輩ハ皆多少免許ノ

〔注記5〕明治二十三年九月二十日  
内閣總理大臣 花押

法制局長官 國

〔安廣〕印

利益ヲ失フ次第ナル故ニ免許期限内ハ何時ニテモ登録ヲ出願スルノ余地ヲ存セリ然レバ第四十六条ノ規定ニ適合スル者ニ非サレハ本法施行期日後ハ弁護士ノ職務ヲ行フノ資格ナキ力故ニ職ヲ行ハント欲スル者ハ速カニ登録ノ手続ヲ為サルヘカラス畢竟本条ハ出願ノ猶予ヲ与フルニ止マリ行職ノ特權ヲ

繼續スルモノニ非サルナリ

外務大臣(青木)  
内務大臣(西郷)  
陸軍大臣(大山)  
司法大臣(山田)  
農商務大臣(薩摩)  
大木議長花押

## 第五条 第一項修正ノ理由

司法大臣請議弁護士規則制定ノ件ヲ審査スルニ明治十三年司法省甲第一号布達代言人規則ヲ改正シ先般來發布ノ裁判所構成法及ヒ其他ノ諸法典ノ実施ニ應センカ為メニ必要ナルモノニシテ其大体ニ於テハ至当ノ方案ト相考ヘラレ候ニ付提案朱書ノ廉修正ノ上帝国議会へ提出セラレ可然歟左ニ修正ノ理由ヲ具シ茲ニ上申ス

### 第四条

#### 第一修正ノ理由

司法大臣ノ定メタル弁護士試験規則ニヨリ試験ニ及第シタルモノト雖モ時トシテハ事情上五年以内ニ登録ヲ願出ツル能ハサル場合ナキニアラス而シテ一度ヒ試験ニ及第スル学力ヲ得タルモノナレハ五ヶ年ヲ経ルモ弁護士タルニ適セサルニ至ルマテ学力ノ退ク事モアルマシク却テ新及第生ヨリハ法律ノ経験ニ富ムヲ以テ通常トス又已ニ附則第四十四条ニヨリ明治九年頃ノ殆ント無試験同様ニテ免許ヲ得タル代言人ヲモ弁護士タルヲ許スラ以テ見レハ五年ノ制限ヲ加フルハ酷ニ過クルカ如シ依テ五年ノ制限ヲ削ルヲ可トス

#### 第二項修正ノ理由

判事検事タルノ資格ヲ有スルモノナラハ司法省高等官タルニ限ルヲ要セスタートヘ司法省ノ文官タリトモ其法庭ノ経験ハ他省文官ト著シキ径庭ナカルヘシ且ツ既ニ第一回ノ試験ヲ終リ三年ノ試補ヲ完クシ判事検事タルノ資格ヲ得タルモノナラハ本規定ハ殆ント無用ナルヘシ依テ司法省高等官ノ文字ハ之ヲ削ルヲ可トス

#### 第十五条追加ノ理由

単ニ用語ヲ他ノ諸法文ト同一ニ帰セシメシノミナリ

### 第六修正ノ理由

法意ヲ明確ナラシメンカ為ナリ

#### 第十五条规定

弁護士及ヒ判事検事ノ公平ヲ保チ徳義ヲ守ル為メニ必要

タルハ明白ニシテ別ニ規定スルヲ要セサルカ如シ然レバ  
此等ノ例ハ実地ニ於テ數々必要ヲ見ル所ナリ故ニ追加ス

ルヲ穩當トス

### 第二十二条修正ノ理由

他ノ条ト文字ヲ一樣ニ為シタルノミ

法律案  
〔抹消〕  
朕弁護士法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

年月日

内閣總理大臣

司法大臣

別紙朱書修正ノ通

〔表紙〕

〔抹消〕  
〔注記<sup>6</sup>〕  
〔抹消〕  
弁護士〔規則〕〔法〕

」

〔抹消〕  
弁護士規則制定相成度儀ニ付請議

正ヲ要スル見込ニ有之候處先般裁判所構成法其他ノ諸法典相統  
テ頒布セラレタルヨリ益々其要ヲ感シ候ニ付弁護士規則別冊ノ  
通制定相成度法律案相添此段請閣議候也

明治廿三年六月廿六日

司法大臣伯爵 山田顯義

内閣總理大臣伯爵 山縣有朋殿

〔法律第 号〕  
弁護士〔規則〕〔法〕  
〔抹消〕〔加筆・朱書〕

第一条 弁護士ハ依頼ニ応シ又ハ法律ニ定メタル場合ニ於テハ  
裁判所ノ命令ニ従ヒ左ノ職ヲ行フモノトス

第一 通常裁判所ニ於テ当事者ノ為メ陳述弁論ヲ為スコト  
第二 訴状準備書面其他訴訟上必要ナル書案ヲ作ルコト

第三条 大審院ノ弁護士名簿ニ登録ヲ願フ者ハ司法大臣ニ宛タ  
ル願書ヲ検事総長ニ控訴院〔以下〕〔及地方裁判所〕ノ名簿ニ登  
録ヲ願フ者ハ〔其願書〕検事長ニ差出ス可シ

第四条 登録願書ニハ左ノ事項ヲ證明スル書面ヲ添フ可シ其証  
明書ニハ弁護士一人以上ノ保証アルヲ要ス

第一 司法大臣ノ定メタル弁護士試験規則ニ依リ〔出願前五  
年以内ニ〕試験ニ及第シタルコト

第二 出願前一箇年半以上弁護士ノ事務所及裁判所ニ於テ引  
続キ事務ヲ修習シタルコト

第三 年齢滿二十五年以上ナルコト

第四 身体〔及〕精神〔ノ状態〕弁護士ノ職ヲ行フニ堪ルコト

第五 重罪（國事犯ニシテ復權シタル者ヲ除ク）又ハ定役ニ  
服スヘキ輕罪ヲ犯シタルコトナク其他品行善良ナルコト

第六 〔身代限ノ処分ヲ受ケタルコトナク又ハ之ヲ受ケタル  
モ負債ノ義務ヲ免レタルコト〕〔破産若〔ク〕ハ家資分産ノ宣  
告ヲ受ケタルコトナク又ハ之ヲ受ケタルモ負債ノ弁償ヲ終

中央大学史資料集 第13集 正誤表をご確認ください

ヘタルコト)

第七 指訴院ノ名簿ニ登録ヲ願フ場合ニ於テハ五年以上地方裁判所ノ所属弁護士タリシコト大審院ノ名簿ニ登録ヲ願フ場合ニ於テハ五年以上指訴院ノ所属弁護士タリシコト

第五条 帝国大学法律科〔加筆・朱書及旧東京大学法学部〕卒業生ハ〔卒業抹消〕後五年以内ニ於テハ〕其卒業証書ヲ以テ前条第一二掲ケタル事項ノ証明二代フルコトヲ得

裁判官検察官若〔抹消ク〕ハ帝国大学法律科教授タリシ者又ハ判事檢事タルノ資格ヲ有スル〔抹消司法省高等官タリシ〕者ハ其〔抹消由〕及〔抹消ビ〕前条第四〔抹消乃至〕〔加筆・朱書第五〕第六ニ掲ケタル事項ノミヲ証明シテ地方裁判所ノ名簿ニ登録ヲ願フコトヲ得

五年以上裁判官検察官若〔抹消ク〕ハ帝国大学法律科教授タリシ者ハ其〔抹消由〕及前条第四〔抹消乃至〕〔加筆・朱書第五〕第六ニ掲ケタル事項ノミヲ証明シテ指訴院ノ名簿ニ登録ヲ願フコトヲ得

地方裁判所長、指訴院若〔抹消ク〕ハ大審院ノ判事又ハ十年以上裁判官検察官若〔抹消ク〕ハ帝国大学法律科教授タリシ者ハ其〔抹消由〕及前条第四〔抹消乃至〕〔加筆・朱書第五〕第六ニ掲ケタル事項ノミヲ証明シテ大審院ノ名簿ニ登録ヲ願フコトヲ得

第六条 弁護士ニシテ自己ノ願ニ因リ登録ヲ取消サレタル者ハ再ヒ同一又ハ他ノ名簿ニ登録ヲ願フコトヲ得  
再登録ヲ願フ者以前ノ登録ヲ証スルトキハ第四条第一〔抹消乃至〕〔加筆・朱書第二〕第三ニ掲ケタル事項ヲ証明スルヲ要セス

第七条 登録ニ關〔抹消ス〕ル手続ハ司法大臣ノ定ムル所ニ依ル  
第八条 登録〔願〕ノ許可ヲ得タル者ハ登録前名簿ヲ主管スル裁

判所ニ左ノ〔抹消手数〕〔加筆・朱書免許〕料ヲ納ム可シ

〔抹消第二〕大審院ニ於テハ 金五百円

〔抹消第二〕指訴院ニ於テハ 金三百円

〔抹消第三〕地方裁判所ニ於テハ 金百円

第九条 名簿ヲ主管スル裁判所ハ登録ノ事実ヲ官報ニ公告ス可シ

第十条 登録セラレタル弁護士ハ其属スヘキ弁護士会ニ登録ノ事実ヲ届出テ且左ノ保証金ヲ預ク可シ

〔抹消第一〕大審院所属弁護士ハ 金二百円

〔抹消第二〕指訴院所属弁護士ハ 金二百五十円

〔抹消第三〕地方裁判所々属弁護士ハ 金百円

第十二条 地方裁判所ノ名簿ニ登録セラレタル弁護士ハ其裁判所及其管内ノ区裁判所ニ於テ職ヲ行フコトヲ得

指訴院ノ名簿ニ登録セラレタル者ハ其院及其管内ノ下級裁判所ニ於テ職ヲ行フコトヲ得  
大審院ノ名簿ニ登録セラレタル者ハ各裁判所々在ノ市町村内ニ住居ヲ定メコトヲ得

第十三条 各弁護士ハ其住居又ハ事務所ヲ所属裁判所ニ於テ職ヲ行ハントスルトキハ弁護士ハ其事由ヲ表示シテ所属裁判所ノ長及職ヲ行フヘキ裁判所ノ長又ハ監督判事若〔抹消ク〕ハ一人ノ判事ノ認

各弁護士ハ其住居又ハ事務所ヲ所属裁判所及所属ノ弁護士会ニ届出ツ可シ

第十四条 所属裁判所ノ管轄外ニ在ル裁判所ニ於テ職ヲ行ハントスルトキハ弁護士ハ其事由ヲ表示シテ所属裁判所ノ長及職ヲ行フヘキ裁判所ノ長又ハ監督判事若〔抹消ク〕ハ一人ノ判事ノ認

許ヲ受ク可シ

地方裁判所ノ所属弁護士ニシテ控訴院ニ出廷スルノ認許ヲ得タル者ハ事実ノ陳述ヲ為スコトヲ得<sup>(抹消)</sup>「ル」ト雖モ弁論ヲ為シ及書案ヲ作ルコトヲ得ス

地方裁判所若<sup>(抹消)</sup>「ク」ハ控訴院ノ所属弁護士ハ如何ナル場合ニ於テモ大審院ニ於テ職ヲ行フコトヲ得ス

第十四条 弁護士ハ帝国議會議員府県会ノ常置委員官公私立学校ノ長若<sup>(抹消)</sup>「ク」ハ教員又ハ金錢ノ利益ヲ目的トセサル会社若<sup>(抹消)</sup>「ク」ハ協会ノ長タル場合又ハ官庁ヨリ特ニ命セラレタル事務

ヲ取扱フ場合ヲ除ク外報酬アル公務ニ就キ又ハ職業ヲ行フコトヲ得ス

第十五条 弁護士ハ左ニ掲タル訴訟事件ニ付其職ヲ行フコトヲ得ス

第一 相手方ノ訴訟代理人トナリテ取扱ヒタル事件

第二 判事検事奉職中取扱ヒタル事件

第十九条 大審院ノ所属弁護士及各控訴院管内ノ弁護士

ハ各別ニ弁護士会ヲ設立ス可シ

大審院ノ名簿ニ登録セラレタル者ハ大審院弁護士会ヲ組織ス  
控訴院及其管内地方裁判所ノ名簿ヲ登録セラレタル者ハ其控訴院弁護士会ヲ組織ス

第十一条 各弁護士会ハ會員名簿ヲ作り其写ヲ検事総長若<sup>(抹消)</sup>「ク」ハ検事長ニ差出ス可シ

第十二条 各弁護士会ハ毎年通常総会ニ於テ常議員ヲ選定ス可シ

各控訴院若<sup>(抹消)</sup>「ク」ハ各地方裁判所ノ所属弁護士ハ三人以上五十人每ニ常議員一人ヲ出ス可シ

第十八條 各控訴院及各地方裁判所ノ所属弁護士ハ其出ス可キ常議員一人ニ付キ二人ノ候補者ヲ<sup>(抹消)</sup>「指名」<sup>(加筆・朱書)</sup>「選定」シテ所屬弁護士会ノ通常総会ニ差出シ通常総会ハ候補者中ヨリ常議員ヲ<sup>(抹消)</sup>「選定」<sup>(加筆・朱書)</sup>「指名」<sup>(加筆・朱書)</sup>ス可シ

第十九條 各弁護士会ニ會長一人ヲ置ク

第二十一条 会長ハ其所属弁護士会及常議員ノ長ト為リ議事ヲ整理ス可シ

第二十二条 会長ハ毎年通常総会ニ於テ常議員中ヨリ之ヲ選定ス可シ

第二十三条 <sup>(抹消)</sup>「議」<sup>(加筆・朱書)</sup>「會」長一時ノ事故アリテ其職務ヲ行フコト能ハサルトキハ他ノ常議員中弁護士トシテ就職ノ最旧<sup>(抹消)</sup>「ル」キ者之<sup>(二)</sup><sup>(三)</sup><sup>(四)</sup>代理ス可シ

第二十四条 会長及常議員ハ報酬ヲ受クルコトヲ得ス

第二十五条 会長及常議員ハ前年度ニ於テ常議員タリシカ又ハ其他正当ナル事由アルニ非サレハ當選ヲ辞スルコトヲ得ス

第二十六条 常議員ノ三分ノ一ハ毎年退任ス可キモノトス残リニ分以外ノ端数ハ第一回退任者ノ数ニ加算ス

第一回ノ退任者タルヘキ者ハ常議員ノ總員中ヨリ第二回ニ退任スヘキ者ハ残リニ分中ヨリ各々抽籤ヲ以テ定メ爾後ハ先任者ヨリ順次交代ス可シ

第二十七条 任期満テ退任スル会長及常議員ハ再選セラ

ル、コトヲ得

第二十〔七〕〔八〕条 常議員二欠員アルトキハ常議員ハ第十〔八〕  
〔九〕<sup>〔抹消〕〔加筆〕〔朱書〕</sup>条ノ規程ニ依リ新ニ〔抹消〕〔加筆〕〔朱書〕  
リ補欠員ヲ〔選定〕〔抹消〕〔加筆〕〔朱書〕ス

会長欠〔ヶ〕タルトキ又ハ常議員二三人以上ノ欠員アルトキハ  
臨時總会ニ於テ其補欠員ヲ選定ス可シ

第二十〔八〕〔九〕<sup>〔抹消〕〔加筆〕〔朱書〕</sup>条 常議員ハ選舉ノ結果ヲ檢事總長若〔ヶ〕ハ所  
屬控訴院ノ檢事長ニ届出ツ可シ

〔候補者〕選舉ノ効力ニ付キ異議アルトキハ檢事總長又ハ檢事  
長ノ裁定ヲ請フコトヲ得

檢事總長又ハ檢事長選舉ヲ不當ト認ムルトキハ改選ヲ命スル  
コトヲ得

前二項ノ裁定又ハ命令ニ対シテハ司法大臣ニ抗告ヲ為スコト  
ヲ得

第二十〔九〕〔三十〕<sup>〔抹消〕〔加筆〕〔朱書〕</sup>条 満期退任スル者ハ後任者當選ノ効力確定  
スルマテ其任ニ留ル可シ

第三十一〔一〕<sup>〔抹消〕〔加筆〕〔朱書〕</sup>条 各弁護士会ハ毎年一回通常總会ヲ開ク可シ

通常總会期外ニ於テ常議員ノ欠員補充ノ為〔メ〕〔二〕又ハ〔抹消〕〔加筆〕〔朱書〕  
〔其他〕<sup>〔抹消〕〔加筆〕〔朱書〕</sup>總会ノ議決ヲ要スル緊急ノ事項生シタル〔トキハ〕  
〔為〕〔抹消〕〔加筆〕〔朱書〕弁護士会ハ臨時總会ヲ開クコトヲ得

常議員会ハ事ノ須要ニ從ヒ開会ス〔ルモノトス〕

第三十二〔二〕〔二〕<sup>〔抹消〕〔加筆〕〔朱書〕</sup>条 通常總会ノ期日ハ總会若〔ク〕ハ其委任ニ因  
リ常議員之ヲ定ム臨時總会ノ期日ハ常議員之ヲ定ム

第三十三〔二〕〔三〕<sup>〔抹消〕〔加筆〕〔朱書〕</sup>条 總会ハ所屬控訴院所在ノ市町村ニ開会スル  
第一 所屬弁護士会員ノ懲戒ニ付キ懲戒裁判所ニ訴追ヲ為ス

ヲ例トス但出席会員三分ノ二以上ノ同意ニ依リ控訴院管内ノ  
一地方裁判所所在ノ市町村ニ開会スルコトヲ得

前項但書ニ依リ總会開会地ノ移転アル場合ヲ除ク外常議員ハ  
所屬控訴院所在ノ市町村ニ会合ス可シ

第三十一〔三〕〔四〕<sup>〔抹消〕〔加筆〕〔朱書〕</sup>条 會議ヲ開カントスルトキハ會長ヨリ開会ノ  
時日場所及〔ヒ〕議題ヲ各會員ニ通知ス可シ

第三十一〔五〕〔一〕<sup>〔抹消〕〔加筆〕〔朱書〕</sup>条 會長ハ總会及常議員会開会ノ時日場所及議  
題ヲ前以テ檢事總長又ハ檢事長ニ届出ツ可シ

檢事總長、檢事長又ハ其代理檢事ハ何時ニテモ会場ニ臨席シ  
又ハ會議ノ結果ヲ報告セシムルコトヲ得

第三十一〔五〕〔二〕<sup>〔抹消〕〔加筆〕〔朱書〕</sup>条 總会ノ議事ハ比較多數ヲ以テ決ス  
常議員会ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同数ナルトキハ會長  
ノ決スル所ニ依ル

第三十一〔六〕〔七〕<sup>〔抹消〕〔加筆〕〔朱書〕</sup>条 總会ハ弁護士会則、常議員処務規程、毎年  
度ノ收支予算案及其他正当ニ提出セラレタル議案ヲ議決シ且  
常議員ヨリ前一年度ノ收支決算報告、処務要領報告及會員ニ  
關〔フ〕〔ス〕ル報告ヲ受ク〔ルモノトス〕

会則ニハ議事及謝金ニ關スル規程其他本則ノ範囲内ニ於テ会  
務ノ処理ニ必要ナル規程ヲ設ク可シ  
議決シタル弁護士会則及常議員処務規程ハ檢事總長又ハ檢事  
長ノ認可ヲ得テ実行ス可シ

第三十一〔七〕〔八〕<sup>〔抹消〕〔加筆〕〔朱書〕</sup>条 常議員ハ左ノ任務アルモノトス  
第一 所屬弁護士会員ノ懲戒ニ付キ懲戒裁判所ニ訴追ヲ為ス

第二 委托ニ応シ所属弁護士会員ト依頼人トノ間又ハ所属弁護士会員<sup>(加筆・朱書)</sup>〔ノ〕間又ハ所属弁護士会員ト他ノ弁護士会ノ会員

トノ間ノ争議ヲ和解シ又ハ仲裁スルコト

第二 五十円以下ノ過料  
第三 一年以下ノ停職

#### 第四 除名

第三 所属弁護士会ノ財産並会員ノ保証金ヲ管理シ及総会ノ議決シタル金額ヲ会員ヨリ徵收シ其他会計ヲ整理スルコト

第四 弁護士名簿ニ登録セラレンコトヲ出願スル者ノ合格不

合格ニ付キ其他司法大臣検事総長又ハ検事長ノ諮問ニ対シ意見ヲ述ヘ又ハ報告ヲ為スコト

第五 総会ノ議案ヲ<sup>(抹消)</sup>〔整頓〕<sup>(加筆・朱書)</sup>〔準備〕シ其他法律命令及所属弁護士会ノ諸規程ニ従ヒ会務ヲ監察処理シ且<sup>(抹消)</sup>〔其〕<sup>(加筆・朱書)</sup>〔弁護士〕会及

弁護士全体ノ利益ヲ保護スルコト

第六 每年通常総会ノ後ニ於テ前年度間ノ事務及会員ニ関スル年報ヲ大審院若<sup>(抹消)</sup>〔ク〕ハ所属控訴院ニ及検事総長若<sup>(抹消)</sup>〔ク〕ハ

検事長ヲ経テ司法大臣ニ提出スルコト

第三十〔八〕〔九〕条 常議員ハ法律及弁護士会則ニ依リ所属弁護士会員ニシテ弁護士ノ職務ニ不相当ナル行為アル者ヲ職權ヲ

以テ又ハ依頼人ノ請求ニ因リ懲戒裁判所ニ訴追ス可シ

〔抹消〕〔又〕<sup>(加筆・朱書)</sup>検事ハ職權ヲ以テ前項ノ訴追ヲ為スコトヲ得

第三十九〔四十〕条 控訴院弁護士会ノ会員ニ对スル懲戒訴追ハ其控訴院ニ於ケル懲戒裁判所ニ又大審院弁護士会ノ会員ニ

対スル懲戒訴追ハ大審院ニ於ケル懲戒裁判所ニ之ヲ為ス可シ

懲戒裁判ニ付テハ判事懲戒法ノ規則ヲ準用ス

第四十〔二〕条 懲戒罰ハ左ノ四種トス

#### 第一 講責

第四十七条 第一回ノ弁護士会ハ検事総長若<sup>(抹消)</sup>〔ク〕ハ検事長ノ召

(下札7)

第四十〔四〕〔五〕条 現在ノ代言人ハ其免許期限内ニ於テ第八条ニ規定シタル<sup>(抹消)</sup>〔手数〕<sup>(加筆・朱書)</sup>〔免許〕料ヲ納ムルトキハ別段ノ証明ヲ要セシシテ各<sup>(抹消)</sup>〔々〕選ム所ノ名簿ニ登録ヲ願フコトヲ得

第四十五条 第四条第七ニ記載シタル年数ヲ計算スルニハ本則

施行前代言人タリシ年数ヲ通算ス

第四十六条 訴訟事件ニ付キ<sup>(抹消)</sup>〔本則〕<sup>(加筆・朱書)</sup>〔此ノ法律〕施行<sup>(抹消)</sup>〔ノ〕前裁判

所ニ代言届ヲ差出シタル者ハ其事件ニ限り第十一條及第十三條ノ規定ニ拘<sup>(抹消)</sup>〔ハ〕ラス判決アルマテ其裁判所ニ於テ弁護士ノ職ヲ行フコトヲ得

集ニ依テ開会ス

〔表紙〕

第四十八条 〔本則〕〔此ノ法律〕ハ明治二十四年一月一日ヨリ施

行ス

弁護士法案 説明書ヲ添フ

」

弁護士法案撤回ノ儀ニ付請議

弁護士法

貴族院ニ提出相成居候弁護士法案ハ同院第二讀会ノ初二於テ該法案ノ骨子ト云フ可キ第十一條ヲ削除シ又現在ノ代言人中玉石混淆ヲ防カントスル第八條ノ免許料ヲ廃セリ之ニ加フルニ第二條第三条及第四条ノ第七ノ如キハ第十一條ト共ニ削除スヘキノ理ナルニ反テ此等ノ条項ヲ存スルコトニ決セリ然ル上ハ該院ヲシテ如此ノ法案ヲ引続キ議セシムルヰハ不都合ノ結果ヲ生スルニ至ルヘシト思考ス付テハ該案ハ至急撤回相成可然ト信ス右閣議ヲ請ヒ候也

明治二十四年一月〔九〕〔八〕日

司法大臣伯爵 大木喬任 囉

内閣總理大臣伯爵 山縣有朋殿

弁護士法案

右撤回之御通知ニ因リ及御返付候也

明治二十四年一月九日

貴族院議長伯爵 伊藤博文 囉

内閣總理大臣伯爵 山縣有朋殿

司法大臣伯爵 大木喬任殿

第五 重罪（国事犯ニシテ復権シタル者ヲ除ク）又ハ定役二服スヘキ輕罪ヲ犯シタルコトナク其他品行善良ナルコト

第一条 弁護士ハ依頼ニ応シ又ハ法律ニ定メタル場合ニ於テハ裁判所ノ命令ニ従ヒ左ノ職ヲ行フモノトス

第二 通常裁判所ニ於テ当事者ノ為メ陳述弁論ヲ為スコト

第三 訴状準備書面其他訴訟上必要ナル書案ヲ作ルコト

第四 登録願書ニハ左ノ事項ヲ證明スル書面ヲ添フ可シ其証明書ニハ弁護士二人以上ノ保証アルヲ要ス

第一 司法大臣ノ定メタル弁護士試験規則ニ依リ試験ニ及第シタルコト

第二 出願前一箇年半以上弁護士ノ事務所及裁判所ニ於テ引続キ事務ヲ修習シタルコト

第三 年齢満二十五年以上ナルコト

第四 身体精神弁護士ノ職ヲ行フニ堪ルコト

第五 重罪（国事犯ニシテ復権シタル者ヲ除ク）又ハ定役二

第六 破産若ハ家資分産ノ宣告ヲ受ケタルコトナク又ハ之ヲ受ケタルモ負債ノ弁償ヲ終ヘタルコト

大審院ニ於テハ 金五百円  
控訴院ニ於テハ 金三百円

第七 控訴院ノ名簿ニ登録ヲ願フ場合ニ於テハ五年以上地方裁判所ノ所属弁護士タリシコト大審院ノ名簿ニ登録ヲ願フ

場合ニ於テハ五年以上控訴院ノ所属弁護士タリシコト  
第五条 帝国大学法律科及旧東京大学法学部卒業生ハ其卒業証書ヲ以テ前条第一ニ掲ケタル事項ノ証明二代フルコトヲ得

裁判官検察官若ハ帝国大学法律科教授タリシ者又ハ判事検事タルノ資格ヲ有スル者ハ其由及前条第四第五第六ニ掲ケタル事項ノミヲ証明シテ地方裁判所ノ名簿ニ登録ヲ願フコトヲ得

五年以上裁判官検察官若ハ帝国大学法律科教授タリシ者ハ其由及前条第四第五第六ニ掲ケタル事項ノミヲ証明シテ控訴院ノ名簿ニ登録ヲ願フコトヲ得

地方裁判所長、控訴院若ハ大審院ノ判事又ハ十年以上裁判官

検察官若ハ帝国大学法律科教授タリシ者ハ其由及前条第四第五第六ニ掲ケタル事項ノミヲ証明シテ大審院ノ名簿ニ登録ヲ願フコトヲ得

第六条 弁護士ニシテ自己ノ願ニ因リ登録ヲ取消サレタル者ハ再ヒ同一又ハ他ノ名簿ニ登録ヲ願フコトヲ得

再登録ヲ願フ者以前ノ登録ヲ証スルトキハ第四条第一第二第三ニ掲ケタル事項ヲ証明スルヲ要セス

第七条 登録ニ關スル手続ハ司法大臣ノ定ムル所ニ依ル

第八条 登録願ノ許可ヲ得タル者ハ登録前名簿ヲ主管スル裁判所ニ左ノ免許料ヲ納ム可シ

第九条 名簿ヲ主管スル裁判所ハ登録ノ事実ヲ官報ニ公告ス可シ

第十条 登録セラレタル弁護士ハ其属スヘキ弁護士会ニ登録ノ事実ヲ届出テ且左ノ保証金ヲ預ク可シ

大審院所属弁護士ハ 金二百円

控訴院所属弁護士ハ 金百五十円  
地方裁判所所属弁護士ハ 金百円

第十二条 各弁護士ハ所属裁判所所在ノ市町村内ニ住居ヲ定メ又ハ事務所ヲ設ク可シ

各弁護士ハ其住居又ハ事務所ヲ所属裁判所及所属ノ弁護士会ニ届出ツ可シ

第十三条 所属裁判所ノ管轄外ニ在ル裁判所ニ於テ職ヲ行ハントスルトキハ弁護士ハ其事由ヲ表示シテ所属裁判所ノ長及職ヲ行フヘキ裁判所ノ長又ハ監督判事若ハ一人ノ判事ノ認許ヲ受ク可シ

地方裁判所ノ所属弁護士ニシテ控訴院ニ出廷スルノ認許ヲ得タル者ハ事実ノ陳述ヲ為スコトヲ得ト雖モ弁論ヲ為シ及書案ヲ作ルコトヲ得ス

地方裁判所若ハ控訴院ノ所属弁護士ハ如何ナル場合ニ於テモ大審院ニ於テ職ヲ行フコトヲ得ス

第十四条 弁護士ハ帝国議会議員府県会ノ常置委員官公私立学校ノ長若ハ教員又ハ金銭ノ利益ヲ目的トセサル会社若ハ協会ノ長タル場合又ハ官庁ヨリ特ニ命セラレタル事務ヲ取扱フ場合ヲ除ク外報酬アル公務ニ就キ又ハ職業ヲ行フコトヲ得ス

第十五条 弁護士ハ左ニ掲タル訴訟事件ニ付其職ヲ行フコトヲ得ス

第一 相手方ノ訴訟代理人トナリテ取扱ヒタル事件

第二 判事検事奉職中取扱ヒタル事件

第十六条 大審院ノ所属弁護士及各控訴院管内ノ弁護士ハ各別ニ弁護士会ヲ設立ス可シ

第十七条 各弁護士会ハ会員名簿ヲ作り其写ヲ検事総長若ハ検事長ニ差出ス可シ

第十八条 各弁護士会ハ毎年通常総会ニ於テ常議員ヲ選定ス可シ

シ

各控訴院若ハ各地方裁判所ノ所属弁護士ハ三人以上五十人毎

二常議員一人ヲ出ス可シ

第十九条 各控訴院及各地方裁判所ノ所属弁護士ハ其出ス可キ

常議員一人ニ付キ二人ノ候補者ヲ選定シテ所属弁護士会ノ通常総会ニ差出シ通常総会ハ候補者中ヨリ常議員ヲ指名ス可シ

第二十条 各弁護士会ニ会長一人ヲ置ク

第二十一条 各弁護士会ニ会長一人ヲ置ク

ヲ整理ス可シ

第二十二条 会長ハ毎年通常総会ニ於テ常議員中ヨリ之ヲ選定ス可シ

第二十三条 会長一時ノ事故アリテ其職務ヲ行フコト能ハサルトキハ他ノ常議員中弁護士トシテ就職ノ最旧キ者之ヲ代理ス可シ

第二十四条 会長及常議員ハ報酬ヲ受ケルコトヲ得ス

第二十五条 会長及常議員ハ前年度ニ於テ常議員タリシカ又ハ其他正当ナル事由アルニ非サレハ当選ヲ辞スルコトヲ得ス

第二十六条 常議員ノ三分ノ一ハ毎年退任ス可キモノトス残り二分以外ノ端数ハ第一回退任者ノ数ニ加算ス

第一回ノ退任者タルヘキ者ハ常議員ノ總員中ヨリ第二回ニ退任スヘキ者ハ残り二分中ヨリ各々抽籤ヲ以テ定メ爾後ハ先任者ヨリ順次交代ス可シ

第二十七条 任期満テ退任スル会長及常議員ハ再選セラル、コトヲ得

第二十八条 常議員ニ欠員アルトキハ常議員ハ第十九条ノ規程ニ依リ新二選定セラレタル候補者中ヨリ補欠員ヲ指名ス

会長欠ケタルトキ又ハ常議員二三人以上ノ欠員アルトキハ臨

時総会ニ於テ其補欠員ヲ選定ス可シ

第二十九条 常議員ハ選挙ノ結果ヲ検事総長若ハ所属控訴院ノ  
検事長ニ届出ツ可シ

選挙ノ効力ニ付キ異議アルトキハ検事総長又ハ検事長ノ裁定  
ヲ請フコトヲ得

検事総長又ハ検事長選挙ヲ不当ト認ムルトキハ改選ヲ命スル  
コトヲ得

前二項ノ裁定又ハ命令ニ対シテハ司法大臣ニ抗告ヲ為スコト  
ヲ得

第三十条 満期退任スル者ハ後任者当選ノ効力確定スルマテ其  
任ニ留ル可シ

第三十一条 各弁護士会ハ毎年一回通常総会ヲ開ク可シ

通常総会期外ニ於テ常議員ノ欠員補充ノ為ニ又ハ総会ノ議決  
ヲ要スル緊急ノ事項生シタル為ニ弁護士会ハ臨時総会ヲ開ク

コトヲ得

常議員会ハ事ノ須要ニ從ヒ開会ス

第三十二条 通常総会ノ期日ハ總会若ハ其委任ニ因リ常議員之  
ヲ定ム臨時総会ノ期日ハ常議員之ヲ定ム

第三十三条 総会ハ所属控訴院所在ノ市町村ニ開会スルヲ例ト  
ス但出席会員三分ノ二以上ノ同意ニ依リ控訴院管内ノ一地方  
裁判所所在ノ市町村ニ開会スルコトヲ得

前項但書ニ依リ総会開会地ノ移転アル場合ヲ除ク外常議員ハ  
所属控訴院所在ノ市町村ニ会合ス可シ

第三十四条 会議ヲ開カントスルトキハ會長ヨリ開会ノ時日場

所及議題ヲ各会員ニ通知ス可シ

第三十五条 会長ハ總会及常議員会開会ノ時日場所及議題ヲ前  
以テ検事総長又ハ検事長ニ届出ツ可シ

検事総長、検事長又ハ其代理検事ハ何時ニテモ会場ニ臨席シ  
又ハ會議ノ結果ヲ報告セシムルコトヲ得

第三十六条 総会ノ議事ハ比較多数ヲ以テ決ス  
常議員会ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同数ナルトキハ會長  
ノ決スル所ニ依ル

第三十七条 総会ハ弁護士会則、常議員処務規程、毎年度ノ收  
支予算案及其他正当ニ提出セラレタル議案ヲ議決シ且常議員  
ヨリ前一年度ノ収支決算報告、処務要領報告及會員ニ關スル  
報告ヲ受ク

会則ニハ議事及謝金ニ關スル規程其他本則ノ範囲内ニ於テ会  
務ノ処理ニ必要ナル規程ヲ設ク可シ

議決シタル弁護士会則及常議員処務規程ハ検事総長又ハ検事  
長ノ認可ヲ得テ実行ス可シ

第三十八条 常議員ハ左ノ任務アルモノトス  
第一 所属弁護士会員ノ懲戒ニ付キ懲戒裁判所ニ訴追ヲ為ス  
コト

第二 委托ニ応シ所属弁護士会員ト依頼人トノ間又ハ所属弁  
護士会員ノ間又ハ所属弁護士会員ト他ノ弁護士会ノ會員ト  
ノ間ノ争議ヲ和解シ又ハ仲裁スルコト

第三 所属弁護士会ノ財産並会員ノ保証金ヲ管理シ及総会ノ  
議決シタル金額ヲ会員ヨリ徵収シ其他会計ヲ整理スルコト

第四 弁護士名簿ニ登録セラレンコトヲ出願スル者ノ合格不

合格ニ付キ其他司法大臣検事総長又ハ検事長ノ諮問ニ対シ

意見ヲ述ヘ又ハ報告ヲ為スコト

第五 総会ノ議案ヲ準備シ其他法律命令及所屬弁護士会ノ諸規程ニ従ヒ会務ヲ監察処理シ且弁護士会及弁護士全体ノ利益ヲ保護スルコト

第六 每年通常総会ノ後ニ於テ前年度間ノ事務及会員ニ関スル年報ヲ大審院若ハ所属控訴院ニ及検事総長若ハ検事長ヲ經テ司法大臣ニ提出スルコト

第三十九条 常議員ハ法律及弁護士会則ニ依リ所属弁護士会員ニシテ弁護士ノ職務ニ不相当ナル行為アル者ヲ職權ヲ以テ又

ハ依頼人ノ請求ニ因リ懲戒裁判所ニ訴追ス可シ

検事ハ職權ヲ以テ前項ノ訴追ヲ為スコトヲ得

第四十条 控訴院弁護士会ノ会員ニ対スル懲戒訴追ハ其控訴院ニ於ケル懲戒裁判所ニ又大審院弁護士会ノ会員ニ対スル懲戒訴追ハ大審院ニ於ケル懲戒裁判所ニ之ヲ為ス可シ

懲戒裁判ニ付テハ判事懲戒法ノ規則ヲ準用ス

第四十一条 懲戒罰ハ左ノ四種トス

第一 講責

第二 五十円以下ノ過料

第三 一年以下ノ停職

第四 除名

第四十二条 懲戒訴追ヲ為スヘキヤ否及名簿登録出願人ノ合格ナルヤ否ヲ評決スルニハ常議員過半数ノ出席アルヲ要ス

第四十三条 総会及常議員ノ行為ニシテ法律命令及弁護士会ノ定規ニ違フモノアルトキハ司法大臣ハ之ヲ無効トシ又ハ禁止

スルコトヲ得

第四十四条 弁護士ニ非サル者ハ弁護士ノ職ヲ行フヲ以テ業ト為スコトヲ得ス

本条ヲ犯ス者ニハ弁護士会ノ告訴ヲ俟テ三十円以上三百円以下ノ罰金ヲ科ス

#### 附則

第四十五条 現在ノ代言人ハ其免許期限内ニ於テ第八条ニ規定シタル免許料ヲ納ムルトキハ別段ノ証明ヲ要セシテ各々選ム所ノ名簿ニ登録ヲ願フコトヲ得

第四十六条 訴訟事件ニ付キ此ノ法律施行ノ前裁判所ニ代言人ヲ差出シタル者ハ其事件ニ限り第十二条及第十三条ノ規定ニ拘ラス判決アルマテ其裁判所ニ於テ弁護士ノ職ヲ行フコトヲ得

第四十七条 第一回ノ弁護士会ハ検事総長若ハ検事長ノ召集ニ依テ開会ス

第四十八条 此ノ法律ハ明治二十四年一月一日ヨリ施行ス

〔表紙〕

弁護士法説明

」

裁判所構成法ニ依レハ判事タラントスル者ハ試験ニ及第シタル

後三箇年ノ間実務ヲ修習セサルヘカラス（裁判所構成法第五十  
八条）又判事ニ任セラレテヨリ五年以上経過セサレハ控訴院判

事ニ補セラル、ノ資格アルヘカラス（裁判所構成法第六十九  
条）然ルニ現行代言人規則ニ依レハ試験ニ及第シタル者ハ直チ

ニ代言免許ヲ受クルコトヲ得ル（代言人規則第二条）カ故ニ試  
補ヨリ入ル者ト代言人ヨリ入ル者トノ間ニ謂レナキ不權衡ヲ生

スルニ至レリ

現制ニ依レハ代言人ノ効力ヲ満一年ニ限り偶マ期満チテ引続  
願ヲ為サス免許料ヲ納メサル者ハ新規出願ノ手続ニ循ヒ再ヒ試

験ニ及第七サレハ代言人ノ業ヲ執ルコトヲ得ス（代言人規則第  
七条乃至第九条）代言人タルノ能力ヲ一箇年ニ限り昨年其職業  
ニ堪能ナリト認メラレタル者ヲシテ今歳ハ忽チ不適合ノ人タラ  
シムルノ不当ナルハ今更弁哲ヲ要セサルヘシ代言人タル者ノ能  
力果シテ此ノ如ク脆弱ナラハ引続願書ノ提出ヤ免許料ノ上納ニ  
因テ忽チ硬強トナル筈ナキコト亦甚夕分明ナリ

**第一条**

刑事訴訟法及ヒ民事訴訟法ニ依リ弁護士ハ重罪犯人若クハ無資  
力者ノ弁護ヲ命セラル、コトアリ法律ニ定メタル場合トハ右等  
ノ場合ヲ謂フ

裁判所構成法第一条ニ区裁判所地方裁判所控訴院大審院ヲ通常  
裁判所ト称スル旨ヲ記セリ茲ニ所謂ル通常裁判所ハ亦其意ニ外  
ナラス夫ノ軍法会議行政裁判所ノ如キ特別裁判所ニ於ケル弁護  
士ノ職務権限ハ各特別法ノ規定スル所ニ任スルヲ可トス

### 第二条

地方裁判所以上ノ裁判所ニハ弁護士名簿ナル帳簿ヲ備置キ各所  
管内ノ弁護士ヲシテ必ラス之ニ其姓名ヲ記入セシメ以テ弁護士  
タルノ証トシ從来ノ如ク別ニ免許状ヲ与ヘサルノ方ナリ若シ姓  
名ヲ名簿ニ登録セスシテ弁護士ノ職ヲ行フ者アラハ第四十四条  
ノ制裁ヲ受クヘシ

### 第三条

各組合ハ風儀ヲ矯正シ名譽ヲ保存スルノ目的ヲ以テ組合規約ヲ  
設クルト雖比同業者ノ告発ニ因リ懲戒ノ処分ヲ受ケタル代言人  
アルコトハ今日ニ至ル迄未タ曾テ聞サル所ナリ是主トシテ組合

ノ区域狭隘ニ過クルノ結果ナリト云フヘシ

此等ノ事項ニ関スル現行法ノ規定ハ必ラス改正セサルヘカラス  
而シテ代言人規則中ヨリ此改正スヘキ部分ヲ除キ去ルトキハ剩  
ス所ハ資テ以テ立案ノ料トスルニ足ラス是改正代言人規則案ヲ  
提出スルノ代リニ新ナル弁護士法案ヲ草シタル所以ニシテ止ム  
ヲ得サルニ出ルナリ

### 第一条

検事総長検事長ハ直接ニ又ハ部下ノ検事ヲ経テ間接ニ所管内ノ  
弁護士ヲ監査スルヲ以テ職トス故ニ登録願書モ監査官ノ手ヲ經  
由シテ提出セシムルヲ可トス

#### 第四条

郡区市町村長等ヲシテ此類ノ事項ヲ証明セシムルノ例許多ナリト雖氏効用ノ薄キハ皆人ノ知ル所ナリ却テ出願人ノ事務修習ヲ監督補助シタル者其他相識ノ深キ同業先輩ヲシテ保証セシムルニ若カス

弁護士ノ試験ハ判事検事ノ試験ト同様ナラシムル見込ナリ

修習年期ヲ一箇年半以上トシタルハ試補ノ修習期間タル三年ニ比シテ短キニ似タリト雖氏創設ノ制限ナルヲ以テ先ソ輕短ナルヲ良シトス且目下ノ状態ハ之ヨリ長キ年期ノ制定ヲ許サルヘシ

第四第五ハ身心衰耗汚為濫行ノ輩ヲ防クカ為メニシテ体格ヲ検査シ德望最モ厚キ者ヲ採ルノ意ニ在ラス

#### 第五条

判事検事タルノ資格ヲ有スル者トハ本年法律第二十三号裁判所構成法施行条例第二十条ニ記載シアル者ヲ云フ

地方裁判所長控訴院大審院ノ判事ハ孰レモ拔擢ニ因テ補職セラル、輩ナレハ別ニ年数ノ制限ヲ置クノ必要アルヘカラス

#### 第六条

第十四条ノ允許スル以外ノ職業ニ就ンカ為メ其他一身上ノ都合ニ因リ自カラ弁護士ノ職ヲ退クハ固ヨリ勝手タルヘシ然レヒ一旦堪能アリテ弁護士タリシ者ハ随意ノ退職ニ因リ忽チ其堪能ヲ失フコトアルヘカラス故ニ再登録ヲ願フコトヲ得セシメ復学力実務ノ試験ヲ要セス然レヒ此規定ハ自己ノ願ニ依リ退職シタル者ノミニ適用シ懲戒ニ依リ除名セラレタル輩ニハ適用セサルナ

リ除名ニ処セラル、程ノ失態アル者ハ再登録ノ優待ヲ受クルノ価値アルヘカラス

#### 第八条

現制ニ依レハ代言人ハ免許料トシテ年々金十円ヲ官ニ納ム若シ免許料ヲ納メサレハ其職ヲ行フコトヲ許サス前ニ其不当ヲ陳述セリ然レヒ弁護士ハ一種ノ特權ヲ有スル者ニシテ其所得亦寡力ラス此所得ノ幾分ヲ割テ其特權ニ酬フルハ固ヨリ不可ナルナシ外國ノ例ヲ按スルニ代言ヲ一種ノ榮譽職トシテ特ニ之ヲ尊重スルハ各国概子其軌ヲニスト雖モ代書ノ業ハ敢テ普通ノ職業ト殊別スルコトナシ而シテ弁護士ハ代言代書ノ両職ヲ兼行スル者ナレハ一概ニ外國代言人ノ例ヲ以テ弁護士ヲ論シ難キモノアリ又代言人等ノ現ニ苦訴スル所モ納金ノ有無ニ因リテ其権利ノ明滅ヲ來タスニ在ルカ故ニ此点ヲ改正スレハ苦情亦隨テ消失スヘシ是以テ今現制ヲ改メ一時ニ若干ノ金円ヲ納メシメ以テ古制ニ所謂冥加金ト一般ノ納金ヲ為サシム

而シテ此免許料ト現制ノ免許料トノ間金額ノ差稍大ナリ現制ノ免許料ハ無資ノ者ヲシテ濫リニ代言ノ職ニ就カシテサラントスルノ意ニ出ルヤ蓋シ疑フヘカラス恒産ナキ者容易ニ代言事務二当ルトキハ其職ニ対スル名譽徳義厚カラスシテ其職ニ欠クヘカラサル信用亦隨テ固カラス公益ニ於テ危害鮮カラサルカ故ニ此種ノ制限ヲ設クルハ事ノ宜キヲ得タルモノナリ唯免許料ハ毎歳十円ノ少額ナルヲ以テ制限ノ目的ヲ達スルノ効ナキノミ是新旧免許料ノ間ニ金額ノ差アル所以ナリ

又免許料ニ於テ大審院控訴院地方裁判所ニ從ヒ其金額ヲ異ニス

ル所以ハ弁護士ノ職ヲ行フ範囲ノ広狭アレハナリ

### 第十条

大審院及控訴院管内ノ弁護士ヲシテ各会團ヲ作り互ニ風儀ヲ励  
修シ専ハラ非行ノ懲戒ヲ力メシム（第十六条及第三十九条）然  
レ氏此制モ制裁必至ノ保証ナケレハ効用半ハ空シカラン故ニ予  
メ身元保証金ヲ〔抹消〔加筆〕〔徵〕〕收シ事アルノ日ハ之ヲ沒收スルコトヲ  
得ルノ途ヲ開キ置クハ頗フル肝要ナリ從来自カラ励ミ他ヲ懲ス  
ノ実挙ラサリシハ亦現制ニ此用意欠クルニ因ルモノアルヘシ

### 第十一條

代言人ノ現状ハ所謂ル玉石混合ニシテ優者モ相当ノ品位信用ヲ  
得難ク劣者モ僥倖ノ利益ヲ射易ク當業者之ヲ不幸トシ世人之ヲ  
不利トシ皆齊シク代言人ノ〔抹消〔加筆〕〔陶〕〕汰スヘキヲ説ケリ最モ望マ  
シキ事柄ナリト雖氏説者ノ主張スル再試験執行ハ穩當ナル手段  
ニ非ス今日ノ代言人ヲ適職者ト認ムレハコソ之ニ免許状ヲ授与  
シ置クナレ此適職者ヲシテ強テ適職ノ試蹟ヲ拳示セシメントス  
ルハ自家撞著ノ推理ナルノミナラス亦大ニ當業ノ安康ヲ害スル  
ノ論ナリ仮リニ再試験ノ執行ヲ今日ニ可ナリトセンカ來年ニ不  
可ナルノ理モナク況ニヤ五六年ノ後ニ於テオヤ再試験又再試験  
到底止ム期アルヘカラシシテ實際無益ノ挙ナリト云フヘシ抑モ  
玉石混合ノ弊ヲ矯ムルハ唯リ劣者ヲ黜クルノ一方ニ止マラス優  
者ヲ陟スモ亦一方ニシテ其結果ハ彼此相均シカルヘシ是本条ニ  
於テ代言人行職ノ範囲ヲ三種ニ区分シタル所以ナリ其範囲特權  
ノ廣狭ニ比例シテ免許料保証金ノ納額ノ多寡ヲ定メタルハ名声  
揚リ業務繁ク隨テ所得多キ者ハ自カラ高等ノ地位ヲ占メ信用厚

カラス受托事件多カラス隨テ報酬裕カナラサル者ハ自ツカラ範  
囲特權ノ狭キモノヲ選択スヘシ是自然ノ〔抹消〔加筆〕〔陶〕〕〔淘〕汰法ニシテ能  
者ハ飽マテ品位ヲ進メ信用ヲ厚フスルコトヲ得優劣茲ニ始メテ  
判然タルヘキナリ

或ハ代言人カ職ヲ行フノ範囲ニ制限ヲ創設スルハ不可ナリト云  
ハンカ表面尤モナルニ似タリト雖氏大審院控訴院所在地ノ代言  
人ヲ除カハ甲始審裁判所ノ代言人ニシテ往テ乙始審裁判所ニ職  
ヲ行フ者ハ實ニ稀有ナルカ故ニ本条第一項ノ規定ハ恰モ今日ノ  
実況ヲ写シタルモノト云フモ可ナリ尤モ控訴院大審院所在地ノ  
輩ニハ此等ノ高等法廷及管外ノ諸裁判所ニ出入スル者多シト雖  
氏此輩ハ第二項若クハ第三項ノ規定ヲ利用シ得ヘキカ故ニ此制  
限ハ何人ノ実益ヲモ害セサルナリ況ニヤ止ヲ得サル事由アルト  
キハ第十三条ノ規定ヲ利用シ得ルニ於テオヤ

### 第十二条

民事訴訟法其他ノ法律ニ於テ裁判所々在地トハ其地ニ在ル区裁  
判所ノ管轄内ヲ謂フコト、定メタリ本法ニハ此意義ヲ避ケンカ  
為メ殊更ニ所在ハ市町村ト記シタルナリ住居若クハ事務所ヲ設  
ケシムルハ裁判所ノ喚出依頼人ノ嘱托ノ便ヲ慮リタルナリ唯年  
來現今ノ始審裁判所支庁所在地ニ住居シテ業ヲ営ム者ノ類アリ  
テ一概ニ住居ヲ定メシムルコト難シ故ニ事務所ヲ設クルノ活路  
ヲ開キタリ

### 第十三条

各弁護士ハ所属裁判所ニ於テ其職ヲ行フヲ常規トスレ氏事件若  
クハ依頼人ノ関係上甲裁判所々属弁護士ニシテ乙裁判所ニ於テ

其職ヲ行フノ要起ルコトアリ此場合ニ於テ強テ常規ヲ適用スルハ大ニ弁護士及依頼人ノ便利ヲ妨害スルカ故ニ此余地ヲ存セサルヘカラス然レニ不在ノ為メニ所属裁判所ノ審判ヲ延引スルカ如キ結果ヲ生セシムルハ不可ナルカ故ニ予メ其所長ノ認許ヲ受ケシム又先方ノ裁判所ハ所属外ノモノナレハ当然職ヲ行フヘキ地ナラス故ニ亦其裁判所長ノ認諾ヲ受ケシム尤モ此認諾ハ礼義上ヨリ請フモノナレハ非常ノ事故アルニ非サレハ所長ノ拒絶スルコトアルヘカラス

地方裁判所ノ所属弁護士ハ多クハ初審ノ審判ニ与リ能ク訴訟ノ事実ヲ知ル者ナルニ之ヲ禁シテ控訴院ニ出入セシメサルトキハ亦大ニ依頼人ノ便ヲ欠クヘシ然レニ控訴院ノ所属弁護士ト同様ノ執務ヲ為サシムルトキハ第二条ノ趣旨ヲ無ニスル次第ナリ故ニ代言代書ノ両職ヲ設クル國ニ於テ代書人ノ執ルヘキ事務ノミヲ扱ハシメ第二条ノ旨ト依頼人ノ便トヲ両全ナラシム  
大審院ニ於テハ事実既ニ定マリ争点偏ニ法律ノ上ニ在ルヲ以テ事実ノ審理ニ立会フタル者ノ在廷ヲ必要トセス故ニ下級裁判所ノ所属弁護士ノ行職ヲ許ルスノ便要ナシ

#### 第十四条

弁護士ノ品位ハ成ルヘク高尚ニセサルヘカラス故ニ之ヲシテ嘗利ノ業ヲ兼行セシム可カラス弁護士ノ職ハ單ニ自利ノ為メニ行フモノニ非シテ亦大ニ公共ノ利便ヲ達スル為メニ行フモノナルヲ以テ成ルヘク一身ヲ其職ニ専任セサルヘカラス故ニ普通ノ官吏ト為リ其他繁劇ナル公私ノ職務ヲ帶フヘカラス帝国議會議員以下本条ニ列記スル職務ハ有酬ナリトハ云ヘ榮譽ニ属スルモ

ノニシテ亦通常日々鞅掌スルノ要ナキヲ以テ之ヲ例外トセリ夫ノ通常ノ県会議員ノ類ハ報酬ナキモノナレハ此等ノ名誉職ハ無論制限ノ外ニ置クノ趣意ナリ又府県会議員タル弁護士ニシテ選レテ市区改正委員ノ類ト為リ或ハ弁護士試験委員ト為リ其他一時ノ嘱託ヲ受テ有酬ノ官務公務ヲ取扱フ者アルヘシ此種ノ執務ヲモ禁制スルハ嚴峻ニ失スルカ故ニ官庁ヨリ特ニ命セラレタル事務ヲ取扱フ場合ヲ除キタリ

#### 第十五条

弁護士ハ依頼人ノ為メ訴訟事件ニ関スル機密ヲ守ルヘキ義務アルモノトス故ニ原告ノ弁護士タル者忽チ変シテ被告ノ為メ同一ノ訴訟事件ヲ取扱フカ如キハ弁護士タル者之ヲ忌避セサルヘカラス其他弁護士カ曾テ判事検事奉職中取扱タル事件ニ在テモ亦忌避セサルヘカラス是本条ノ制裁ヲ要スル所以ナリ

#### 第十六条

現制ノ組合区域ハ狹隘ニ過キテ組合設定ノ趣旨貫徹セサルカ故ニ其範囲ヲ拡張シタルナリ大審院ノ所属弁護士会ハ自然ノ〔抹消〕〔陶〕〔淘〕〔加筆〕汰ニ因リ老功秀抜ノ輩ヨリ組織セラルヘケレハ区域ノ広狭ヲ論スルノ要アルヘカラス

#### 第十八条

常議員ヲ選出スルノ方法ニアリ一ハ総会員ノ選拔ニ任シ一ハ地域ヲ画シ毎区ノ会員ヲシテ選拔セシムル是ナリ前者ハ最モ公平ナルノ觀アレニ控訴院所在地例ヘハ東京若クハ大阪ノ弁護士ハ常ニ多数ニ依リ選挙ノ全權ヲ握ルコト、ナリ他地方ノ弁護士ノ利害ハ措テ顧ミラレサルニ至ルノ惧アリ之ニ反シテ後者ニ依ル

トキハ東京大阪ノ如キ多数ノ弁護士アル地方ハ割合ニ不相当ナル少數ノ常議員ヲ出スコト、ナルカ故ニ此種ノ地方ハ不幸ナル

ノ憾ナキ能ハスト雖氏弁護士会全境内ノ各地方ヨリ代表者ヲ出スカ故ニ脈絡貫通シテ偏重ノ患ナク各地ノ事務取纏及会員取締

上大ニ便宜アルヘシ是本条ハ後ノ方法ニ從フ所以ナリ只三人以上五十人ト定メタルニ因リ最少数ハ少ナキニ過キ最多数ハ多キニ過ルノ觀ナキニ非ス此数ハ各始審裁判所管下ニ在ル代言人ノ

現数ヲ斟酌シテ定メタルモノニシテ他別ニ規準アルコトナシ詳言スレハ北海道ノ根室ニハ僅カニ一人ノ代言人アルノミ之ニ次クモノハ九州ノ宮崎ニシテ三人ノ代言人アリ故ニ三人ヲ以テ最少数トセリ最多数ハ二十人トスルモ可ナリ三十人トスルモ可ナルカ如シト雖氏此数減少スルトキハ常議員ノ数過多トナリ事務ノ処理上不便甚シカルヘシ故ニ之ヲ五十人トセリ

第十九条 常議員ハ弁護士会ノ委員ナルカ故ニ其選定ハ総会ニ於テスルヲ当然ナリトス

第二十八条 常議員中一人若クハ二人ノ欠員アル毎ニ総会ヲ召集スルハ鄭重

ニ過クルヲ以テ其補欠ヲ常議員ニ一任シ臨時総会ノ開会ヲ同時ニ三人以上ノ欠員アル場合ト会長ノ欠ケタル場合トニ限レリ  
第三十三条 控訴院所在地ハ全区内最モ繁華ノ市ニシテ集会ノ便ニ宜シ又諸書類帳簿モ此地ニ在ルヲ以テ総会及常議員会トモニ此市内ニ開会スルヲ常例トセリ然レ氏会員多数ノ意見ハ次会ノ開場ヲ他所

二移スヲ便トスルトキハ其意見ニ任スルモ差支アルヘカラス

### 第三十六条

総会ハ多人数ノ集合ナレハ過半数ノ同意ヲ得ルコト或ハ期シ難キ場合アランコトヲ顧慮セリ然レ氏常議員会ハ少數ノ会員ヨリ組織セラル、モノニシテ其議決ヲ容易ナラシムルトキハ輕挙ノ虞ナキニ非ス殊ニ会員ノ懲戒ニ係ル議決ハ最モ鄭重ヲ要スルナリ

### 第三十七条

議事法及処務手続ハ各会ノ便宜ニ隨テ定ムル処ニ任カスルヲ可トス爰ニハ唯大綱ヲ示スノミ

### 第三十八条

登録ヲ願フ者アルトキハ先ツ其者ノ果シテ弁護士タルニ適當ナリヤ否ヤヲ所属弁護士会ノ常議員会ニ諮詢シ然ル後司法大臣ハ登録ノ允許ヲ与フルノ手続ニシテ弁護士会ヲ重ンスルノ趣旨ナリ（第四）

### 第三十九条

現制ニ依レハ代言人ニ不当ノ処置アリトモ因テ迷惑ヲ蒙リタル者ハ通常ノ起訴手続ニ依リ裁判所ニ訴フルノ外他ニ救正ノ途ナキモノ、如シ代言人規則条文ノ解釈如何ハ暫ラク措キ世人ハ救正ノ途ナシト信スルモノ、如シ而シテ懲戒ニ触ルヘキ所為ノ暴露スルハ同業互ニ相発クヨリハ害ヲ受タル依頼人ノ告クルニ因ルモノ多カラサル可カラス又代言人規則第十七条ニ依レハ検事ハ單ニ告発ヲ俟テ処分ヲ為スヘキモノナリヤノ疑アリ是依頼人及検事ニ関スル規定ヲ設クル所以ナリ

第四十四条

弁護士ニ非スシテ訴訟鑑定若クハ代訴ヲ業トスル輩ヲ禁制スル  
力為メナリ而シテ此僭越ノ所業ニ因リ害ヲ受クルコト最モ切ナ  
ル者ハ弁護士ナルカ故ニ之ヲシテ監視ノ任ニ当ラシムルナリ

同

弁護士法案撤回ノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

明治二十四年一月八日

内閣總理大臣伯爵 山縣有朋 花押

代言人免許ハ満一年ヲ期トス而シテ海内ノ代言人ハ尽ク同時ニ免  
許ヲ得ルニ非ス隨テ代言人ノ免許期ハ殆ント各人各様ナルモノ  
ナリ今一定ノ期日例ヘハ明治二十四年一月一日ヲ刻シテ登録ヲ  
出願セシムルコト、センカ免許期尚ホ二三月ヲ剩ス者モアラン  
或ハ其半ヲ余ス者モアラン甚シキハ昨今漸ク免許ヲ得タル者モ  
アルナラン此輩ハ皆多少免許ノ利益ヲ失フ次第ナル故ニ免許期

(注記1)

「法制局法第二二号・六月廿七日」

(注記2)  
〔飯田・水野・山田〕  
〔印・印・印〕

(注記3)

「済」

(注記4)

「甲三一六」

(注記5)

「司甲三一六」

(注記6)

「説明書付 ④閣議決定ノ分」

(下札1)

「手数料ヲ免許料ト改メタシ 〔山田〕」

(下札2)

「第四十五条削除シタシ 〔山田〕」

(下札3)

右議院法第三十条ニ依リ撤回ス  
明治廿四年一月九日

総理大臣

司法大臣  
「削除ノ理由 原文ノ如クナルトキハ代言人ハ現行代言人規則ニ拠  
リ五年間営業ノ後控訴院判事ニ補セラル、コトヲ得ルモノ、如シ

然レトモ其実決シテ然ラス裁判所構成法第六十九条ノ特権ヲ代言人ニ適用シ得ルハ弁護士法第四十五条施行ノ後ニアリトス故ニ今俄ニ原文ノ如ク断言スルコトヲ得ス（司法省訓令第四号參看）」

(下札4)

「法文修正ノ結果ニ依リ削除ス」

(下札5)

「法文修正ノ結果ニ依リ削除ス」

(下札6)

「法文修正ノ結果ニ依リ改正ス」

(下札7)

「手数料」ヲ【免許料】ト改ムヘシ」

〔明治廿二年 公文雜纂 未決議案 第  
一回帝国議会 三十二〕 2A, 13, 192